

第8日目(9月9日)

議長(峠 佳一君) おはようございます。延会前に引き続き本会議を再開いたします。

議長 ただいまの出席議員数は30名であります。これから本日の会議を開きます。

(午前9時30分)

議長 本日の日程は一般質問とし、一般質問を続行いたします。

質問順位8番、議席番号1番・佐藤剛君。

佐藤 剛君 おはようございます。傍聴に来られている方におかれましては、朝早いときからご苦労さまです。私は本日、通告にしたがいまして医療問題と教育の問題について質問をさせていただきます。2日目とはいえ、1番バッターは新人議員にとりましては非常に緊張するわけではありますが、重要な問題でありますのでなんとかきちんと質問を終わらせたいと思います。よろしく願いいたします。

1 明日の地域医療をどうするか

まず1点目であります。明日の地域医療をどうするかということであります。8月28日に魚沼地域医療の県の検討組織であります魚沼地域医療整備協議会が市役所大和庁舎で行われました。公開協議でありましたので私も傍聴させていただきました。この協議会の出席委員は地元の住民代表、そして地元の首長、関係県立3病院の院長、そして地元医師会代表、学識経験者、各検討組織の代表でありました。駒形議員さんも出席されておりましたけれども。そこで各委員の発言は当然のことながら基幹病院の早期建設を望む声が強いと。その前段として、基幹病院のかたちを早く示して欲しいという発言が多かったようではありますが、そのことにもまして、基幹病院の開設までの7年間この地域の医療を守れるのかという不安の声が多く聞かれました。このことは、たまたま協議会だけのことではなく、市民は公立病院の状況をまさに身をもって感じているわけありますので、市民の多くがこのことを心配されていることは十分市長も認識されていることと思います。

そこで1点目でございますが、基幹病院開設までの地域医療をどう守るかということあります。地方の医師不足、特にこの地域の医療の存続の危機という危惧があるからこそ基幹病院をつくって、地域完結型の医療体制が必要なんだとこういうことでしょうけれども、基幹病院設置後は使いやすいとか、使いづらいとか、そういうことを別にすれば大病院ができるわけありますから、医療という面では楽観的な捉え方もできるわけあります。が、この7年間の地域医療はそういうわけにはいかない。既に日常的な医療が対応できなくなりつつある現実があるわけありますので、その部分の医療をどうするかであります。

このことについては、私は昨年9月定例会でも同趣旨の質問をさせていただきました。この時点では六日町病院と基幹病院にも派遣できる医師、看護師を今後3年間をめどに市の病院に大幅に採用したいということでありました。要するに医師を確保して地域医療を守るということでありました。今回、19年度の決算資料からは、いろいろな事情があるにせよ

医師数は前年と変わっておりません。看護師もほぼ同じであります。昨年からまだ1年しか経っていないではないかということになるかもしれませんが、そうそう急激な医師の大幅増は望めないということはわかっているわけであります。

先の魚沼地域医療整備協議会では地元住民代表のみならず、医師の先生方までも明日の医療を心配しているという現実の中で、医師確保と同時になんらかのやはり対策が必要ではないか。基幹病院頼みにできないこの7年間の現実があるわけです。地域の医療は公が守らなければならない。当然その一翼を担う立場の市長はいかにしてこの7年間の医療を守るのか。まず第1点お伺いしたいというふうに思います。

2点目としまして、当面地域医療にはもうひとつ大きな問題として、総務省が全国の公立病院の赤字が増えているということから、病院事業を行う地方公共団体に平成20年度内に経営収支比率、職員給与比率、病床利用率の数値目標を設定しまして、経営の効率化、再編ネットワーク化、経営形態の見直しを内容とする「公立病院改革プラン」を策定することを求めています。今議会初日の議案審議の中でもこの話は市長から少し話が出ましたけれども、プランの内容はこれから検討に入るようでございますが、どういう体制で、どういうスケジュールでこれの策定を考えているのか。とりあえずこの点からお聞きをしてみたいというふうに思います。

また、県は魚沼地域医療の検討体制について南魚沼市、魚沼市ともに身近な医療の確保ということでそれぞれ医療体制の検討組織をつくることを求めているわけですが、全くそれとは無関係には考えられないわけですので、これら二つを関連づけてどう進めるかについてもお伺いをしたいというふうに思います。

3点目といたしまして、今ほど言いました、県の魚沼地域医療の検討体制の一つであります「魚沼地域医療整備協議会」の目的と市としての関り方ということであります。先ほど言いましたように、私はこの第1回の協議会を傍聴させていただきましたので目的等については自分なりの認識は持っているわけではありますが、地元首長として協議会の構成員になっておられるわけでありますので、その立場での認識と市としての関り方をまずお答え下さい。

2 南魚沼市の教育の環境について

大きい項目の2点目でございます。南魚沼市の教育の環境についてであります。ここでは特別支援教育と子どもの居場所づくりに関連した2点をお聞きしたいというふうに思います。

1点目。特別支援教育につきましては、これも昨年6月議会で質問をいたしました。特別支援教育が始まって1年半が経過しようとしております。現状と実際の支援を行っている中で課題等も出てきたと思いますので、その辺についてお伺いをしたいと思います。ひとつには普通学級 普通学級というのが正しいのか通常学級というのが正しいのか、ちょっと間違っていたらすみませんが 普通学級での特に発達障害児童への支援についてであります。校内体制、いろいろな支援体制があると思いますけれども、校内体制の現状と実際の対応はどのような1年半であったかということをお伺いいたします。介助員の具体的な役割りとそ

の配置基準。そしてわかりましたら現在、介助員の方は何人くらいおられるのかも合わせてお願いをしたいというふうに思います。

そしてもう一つ。特別支援教育におきまして、早期発見、早期療養の開始が重要になるわけでありませけれども、そのための体制と実際どのような対応をとっているのか。その現状と早期発見、早期療養の開始を進める中での出てきた今後の課題等についてもお伺いをしたいというふうに思います。

もう1点は「通級指導教室」であります。少し前になりますけれども、新潟日報で北辰小学校のひだまり教室ですかの記事が出ておりましたが、私にはまだ耳慣れない教育支援でありますので、その内容と今後の方向性といいますか運営の課題について、まずお伺いをしたいというふうに思います。

教育関係の2点目でありますけれども、「子どもの居場所づくり」という観点でお聞きいたします。学童保育につきましては、先日六小クラブの増設の状況を見させていただきました。新たなクラブにつきましても、人数がまとまれば設置の方向も考えていくということですが、現在の保育対象児童は原則小学校低学年というようなことになっておりますけれども、そういう部分の受け入れ範囲の拡大というのは考えているのか、需要があるのかというところをまずお聞きしたいというふうに思います。その中での課題もありましたらお願いいたします。

放課後子どもプラン、放課後子ども教室のことですけれども。については2007年に全国2万カ所、全ての小学校区で進めたいというようなことで、放課後の安全な居場所づくりを目指すというような大きな期待で始まったわけですが、当市では現在、今年から始まりました浦佐小学校を含めまして6校であります。思ったほど広がっていないなという感じがあるわけなのですけれども。この教室の現状とこの事業に対する今後の考え方につきまして、そしてまた出ております課題がありましたらお伺いをしたいというふうに思います。

この今言いました二つの事業、学童保育、放課後子ども教室につきましては、趣旨が違うわけがあります。したがってやっていることも違うわけなのでありますが、子どもの居場所づくりという意味では同じことでありまして、同じこの事業を連携してやれば効果的かなという部分も考えられるわけなのです。そういう連携というのがあるのかどうかというのをお聞きしたいと思います。

最後にこの二つの事業におきまして、障害を持った子どもたちの受け入れ体制というのは整っているのか、というようなところもお聞きをしたいと思います。

以上、第1回目の質問をさしていただきましたけれども、答弁によりましては、再質問をさせていただきます。

市長 おはようございます。佐藤議員の質問にお答申し上げます。

1 明日の地域医療をどうするか

基幹病院開設までの7年間の地域医療をどう守るかということでありまして、これは平成17年5月の「魚沼地域の医療高度化の基本方針」の中では、魚沼基幹病院の一般病床を3

00から400程度とされて今はおるわけでありませう。一般病床400床の病院を想定しますと、それまでのそれぞれの事例を見てみますと、医師の人数が70から80人の先生方が必要ではないかというふうに考えられております。若い医師の確保、あるいは臨床研修医の受け入れ、これらがうまくいっている病院の場合では病院としての特色を出すこと、あるいは救命救急センターなどの総合診療の臨床が積めることですね、経験が。そして指導医、認定医、専門医が揃って指導体制が構築されている。こういうことに加えて、この医療秘書これはメディカルクラークというのだそうですが、医療秘書でありますこれを配置して、医師や看護師の負担軽減、あるいはお医者さんはもとより研修医の宿舎などの環境の整備、これを行っている現状こういうところには先生方が集まっていくということでありませう。

私どものこのゆきぐに大和病院につきましては、医療・福祉・保健、このことで地域医療をずっとやってきた実績がありまして、全国的にもそういう面では有名でありましたし、特色があったわけでありませう。けれども、地域医療が医師のスキルアップにつながるような魅力、あるいは医療、先ほど触れました医療・保健・福祉の連携した健康づくり。こういうことを発信しながら当面はこの医師確保に努めていきたいと思っております。

去年の実績としますと、医師は変わらなかったわけでありませう。突然、何ていいますか、辞職をされたお医者さんもありましたし、小児科医の先生は本年になってからだったと思ひませうけれども、急に亡くなられたというようなこともございました。しかし、20年度になりましてからは、7月にお二人の岡村先生と寺田先生を一応確保させていただいて、岡村先生につきましては医療半分、行政半分というような状況ですけれども、そういうことで一応医師の確保もなんとかあったということでありませう。が、これで宮永先生が常におっしゃっているような、先ほど議員が触れていただきましたように、この南魚沼市で優秀な医師を確保しておいて、基幹病院開設後には六日町病院、あるいは基幹病院にもきちんと派遣できるような医者を今から揃えておくという状況にはまだ至っていないということでありませう。

そこで今ほど触れましたように、医師をはじめとする医療人の確保、これは当然でありませうけれども病院あるいは市としての努力。これに加えて大和地域の地域資源を生かした取り組み、これが必要だと思っております。一つには医療人の養成機関である北里大学保健衛生専門学院の連携協力体制の強化。これをきちんとやっていかないと、ここからは毎年相当数の看護師さんが巣立つわけでありませうので、そういう面では本当に大事な施設でありませうし連携協力をしていかなければならない。

そこでこの9月26日に学校法人北里研究所、北里大学保健衛生専門学院と連携協力に関する包括協定を締結させていただいて、10月1日の市の3周年記念、あるいは市歌発表、この式典の場で市民の皆さんにこれを披露していきたい。この包括協定を契機に市民の皆さん方からも一層のご理解をいただき、この地域からこの学院に一人でも多くの子どもたちが入学していただく。そして学院からは一人でも多くの卒業生が市内の医療機関に就職していただく。こういう関係をまず築いていきたいと思っております。

地域に来たお医者さんをはじめとする皆さんの子どもたちを育てる子育て環境の整備。これもずっとやはり言われてきたことであります。教育分野が特にそういうことを言われておりまして、この中では認定子ども園での幼稚園教育から国際大学と連携した小学校からの英語教育、あるいは国際理解教育。そして子どもの教育環境の向上、これに努めていかなければならない。地域に来ていただいた皆さんから子どもの将来に、いわゆる学業面も含めてこの地域にいても安心だということをきちんと考えていただけるようにならなければならないと思っておりますので地域資源 国際大学、あるいは北里学院、大和地域には国際情報高校もありますし、ここには六高もあり八海高校もあり、そして塩沢地域には塩沢商工もある。そういう資源を最大限活用しながら医師確保に努めていかなければならない。

具体的に、いつ、何人の医師をどう採用できるというような見通しは全く立っておりません。おりませんが、宮永院長をはじめとして、病院の職員も一丸となって医師確保に邁進しておりますし、私も必要の際には出向いてお願いしていくという立場をやっておりますので、そういう努力をしているというところだけが、今、申し上げられるところであります。確かにこの間の協議会のかなではこのことへの不安というのは本当に大きなものがありましたので、県の方ともそれぞれきちんと連携をしながら医師確保に努めてまいりたいと思っております。

2番目の公立病院の改革プランであります。総務省が進めておりますこの改革プランにつきましては、当然ですけれども多くの公立病院の経営状況の悪化、そして医師不足、こういうことに鑑みて、地域における医療提供が極めて状況が困難になっているということでありまして、こういうことからこの公立病院の抜本的な改革を行うということでありまして、一つとしては経営の効率化。二つ目は再編ネットワーク化。三つ目は経営形態の見直し。これが3本の柱であります。

当市としましては、大和、城内病院それぞれで検討して、病院ごとに改革プランを策定をすることになります。スケジュールといたしましては、本年20年の12月末をめどに改革プランの原案を作成させていただいて、そして翌年21年1月末までに原案を固める。そして2月には病院の運営委員会が予定されておりますので、そこで皆さん方からご意見をお伺いしながら3月定例議会で議会の皆さんにご報告申し上げたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

検討体制につきましては、一方では広く市民の皆さんからご意見をお聞きするという方法があります。また一方では経営の効率化、経営形態の見直しというこういうことが大きな柱となるわけでありまして、医師を含めた病院の職員で対応をするという手法もある。今回の改革プランは実現可能な経営の効率化を検討するとともに、5年後までも視野に入れた経営形態の見直し、再編ネットワーク化についての考え方を示すものでありますので、病院としての診療体制等を主体に検討するものではないために、基本的には後者の、先ほど市民の皆さんから広く意見を聞く方法もあるし、病院の職員のなかからきちんとまとめていくという方法もある。その後者の方、医師を含めた病院の職員でこれは検討していかなければなら

ないものだと思っております。

理念的なことではなくて実際にやっていくことをきちんとこのプランとして出していかなければなりませんので、そうなりますとやはり専門的な見方、意見、そして現実的にその職場の中でどういうことを改革していけるのかと、これが出てきますので広く市民の皆さん方からご意見を伺うということにはならない。一応プランを作成した段階で皆さん方、議会の皆さんをはじめとして、それぞれのまたご意見を伺うということになりますけれども、そういう方向になっていきますのでご了承いただきたいと思えます。

2点目の当面の地域医療。このもう一つの大きな問題といたしまして、経常収支比率、職員給与比率、病床利用率、この数値目標を設定しなければならない。大和病院の方ではこの問題を昨年7月より経営改善検討委員会において検討しております。そうした内容を経営の効率化という改革プランの柱に反映させていきたい。

一方ではまた避けて通れない問題といたしまして、経営形態の見直し、これが出てまいります。医師や看護師の確保、勤務形態、職員給与比率の高さ、あるいは民間企業並みのスピード、これらを考えますと将来にわたってともこのまま今の状態の中で良質な医療が提供できないと、こういう判断をさせていただいた中で、この経営形態の見直しという部分が出てまいります。

先ほど申し上げましたように、今回のこの改革プランは医師も含めた病院の職員で対応いたしますので、当然ですけれども、勉強会もとよりですが職員には十分説明をしながら意見交換を行って進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

3番目の「地域医療整備協議会」の目的と市としての関り方であります。目的は設置要綱に書いてあるとおりであります。魚沼地域の医療高度化に向けて魚沼地域の医療整備の基本的な考え方や方向性、これらを総合的に協議、調整を行うということで、何か抽象的な部分でありますけれども、大体この言葉でご理解をいただきたいと思っております。

役割りといたしましては、医療整備の基本的な考え方や方向性に関する事、基幹病院それと基幹病院設置後に地域で確保する医療機能に関する事の2点をあげてあります。県の所管する会議でありますので、市としてはこの中で先般も申し上げましたとおり、一日も早い開院。そして開院までの間の地域医療の守りといいますか、地域医療をきちんと構築していかなければならない。それから基幹病院の規模を含めた構成を一日も早く明示をしていただく。こういうことを申し上げながら一日も早い基幹病院の具現化のために、とにかくそこで意見を申し上げていくということになります。

一時やはりこの協議会をつくるにあたりまして、私も申し上げましたが先祖返りといいますか、平成12年から始まったこの問題で、14～15年頃からこの協議会的なものがあったわけですが、またそこに元に戻って先祖返りするようでは困ります。本当にもう具体的に基幹病院としてのことをきちんとやっていただかないと、また元に戻った議論ではそれはとても参画できませんということをお願いしてきました。が、そういうことではなくて、現実的に、具体的にこの基幹病院の件について協議をして、そしていつも申し上げてい

ますように、今年度中に基幹病院の骨格をきちんと示すと。こういうことのための協議会だというふうに理解しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

2 南魚沼市の教育の環境について

教育の環境です。これにつきましては教育長の方から答弁をしていただきます。その中で子どもの居場所づくりの現状と課題。ここについては、私も私なりに一応ご答弁申し上げますが、教育長の方からもこのことについてまた教育長なりの考え方がありましたら、補足、あるいは別の答弁があるかもわかりませんが、これにつきましては一応私の方でお答申し上げますさせていただきます。

1番目の学童保育の今後の増設、または受け入れ範囲の拡大の考えはあるかということがあります。現在、NPO法人スマイルネット南魚沼に委託が10クラブ。金城わかば児童館に委託が2クラブ、合計12クラブで467人というのがこの学童保育の現状であります。地域的には大和地域が2クラブ、六日町地域が6クラブ、塩沢地域が4クラブ。学区別では20学区中、11学区に設置をしているという状況です。

新たなクラブを設置する場合はやはり継続的に10名以上の利用者があって、学校等の空きスペースを活用できて、指導員の確保もできるというふうな設置条件を整えば、学校ごとに設置はしていきたいというふうに考えております。条件的に設置することが難しいという場合は近隣の学童クラブまで市で送迎をすることによって対応していきたいというふうに考えております。現在、送迎をしている児童は7小学校区で37名おります。赤石小、大崎小、五十沢小では現在10名に達しておりますので、今後の申し込み状況によって、この学校3区につきましては設置を検討していかなければならないと思っております。

現状の課題は、今後も利用者は当然増加するというふうに考えられておりますので、学校の空きスペースの活用による場所の確保、そしてNPO法人での指導員の安定的な確保と質の向上、これらが今後の課題だというふうに認識をしております。

2番目の子ども教室、自然教室ですか。この件でありますけれども、20年度、当市の放課後子どもプランでは子ども自然教室として7校。浦佐、赤石、藪神、五十沢、西五十沢、栃窪、中之島、この学校で事業展開を行っております。17年度は1校、18年度は2校、19年度6校、そして20年度で7校というふうに増えてきております。

年間では学校によって若干違いますけれども20回から25回の事業をNPO法人魚沼伝習館に委託をして取り組みを進めているところであります。子どもたちのこの体験学習機会が非常に少なくなっている中では、ものづくりや遊びをとおして年齢の上下の友達と触れ合う中で子どもの居場所づくりを含めて、社会性を育てるという意味からも今後ともやはり継続していきたい事業であるというふうに考えております。

今後の課題といたしますとやはり指導員の確保がこの第1に挙げられます。学校の意向にもよりますけれども、市内全小学校で事業展開ができることが理想であります。そこまでできる指導員の人的資源を確保できていないというのが今、現状であります。また指導員を補佐するという立場で地域の方々から構成をされているサポーターの確保。これも今後の課

題となっていこうと思っております。でき得れば各学校ごとに展開していければ一番望ましいという思いであります。

3番目の子どもの居場所づくりという意味での両事業の連携でありますけれども、放課後子ども教室が学童クラブと同じ学校で同じ時間帯に継続的に開催される。こういう場合は双方で連携しながら活用し合うことはできますけれども、現状は先ほど触れましたように子ども教室7校ですね。年数回程度、主に野外等で事業を行っている現状ですので、連携は今のところはしておりません。この後、子ども教室が拡充される中で、先ほど言いましたように時間帯の問題もあったりいろいろの中で、では連携ができるのかどうなのか。こういうことも含めて検討はしていきたいというふうに考えております。

障害を持った子どもの受け入れ体制でありますけれども、学童クラブにおける障害児受け入れ体制は原則として全クラブで受け入れを行っております。現在、公立6人、私立3人の合計9人の児童が入所しております。職員の配置基準は障害児3人まで指導員1人の処置と、こういうふうになっているところであります。全国的には全クラブのうちの、平成18年度では37パーセント、19年では39.2パーセントと少しずつでありますけれども、受け入れるクラブ数は増加しているというのが現状でございます。

以上で私の方からの答弁は終わらせていただいて、この後は教育長に答弁させますのでよろしくお願いいいたします。

教 育 長 答弁申し上げたいと思います。

2 南魚沼市の教育の環境について

まず教育環境の方の特別支援教育の方であります。せっかくの機会でありますので少々時間をいただきまして、特別支援教育の理念についても少し申し上げたいと思います。議員は既にご承知のとおりと思っておりますけれども、特別支援教育は障害のある幼児、児童、生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立って、幼児、児童、生徒、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持っている力を高め、生活や学習上の困難を改善、または克服するために適切な指導および必要な支援を行おうということでございます。

ただ、この中で特別支援教育は従来、いわゆる特殊教育の学校、学級というところで行われたものに限定しないで、広く通常学級においても取り組むと、これが大きな課題となったところでもあります。したがって、理念としては非常に正しい、立派な高いものであります。実際の現場におきましては、そのために必要な人材の確保、あるいは財政的な裏打ち、こういったものが全くといっていいほど行われておりませんので、市町村に大きな持ち出しを強いられておると、こういうのが実態でございます。

そういう状況であります。さらに特別支援教育は障害のある幼児、児童、生徒への教育に留まらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ、様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであって、我が国の現在および将来の社会にとって重要な意味を持っている。ということでもあります。

したがって、本市におきましては、県内、よその、他の市町村に比較しますと、非常に

手厚い財政措置をいただきまして、私どももこの特別支援学級においては介助員、通常学級においては特別支援非常勤講師、あるいは特別支援助手というふうなことで配置をしているところであります。

次にお尋ねもありましたがこの介助員等の人数でございますけれども、通常学級における特別非常勤講師は、これは教員の免許を持っている方を4人。教員免許を持っていないけれども積極的に取り組んでいただいている方、支援助手が6人。通常学級での支援をいただいているのは合わせまして10人でございます。なお、ついででございますので申し上げますが、特別支援学級で介助員としてお勤めいただいている皆さんは28人でございます。合わせますと38人という人数になります。

次にお尋ねになられました校内の体制でありますけれども、今申し上げましたように非常勤講師を4人を4校、特別支援助手を4校に6人配置してございますが、この配置させている学校だけでなく配置ができない学校においても、いろいろな特別な支援を要する子どもたちが在級しておりますので、そちらの方の対応を若干申し上げたいと思います。

ご承知のとおりであります。小学校の場合でありますと6学級以下の小規模校におきましては、学級を持たない先生というのは校長、教頭、あるいは養護教諭というふうに限定されております。もう少し規模が大きくなりますと、教務主任というふうなかたちで学級担任を持たない先生も在職している学校もありますけれども、特に小規模校の場合、あるいは大規模校であっても当該児童が大勢いる場合、非常に対応に苦しむところであります。

学級担任を中心に対応に努めるわけではありますが、一人では限界があります。例えば発達障害の子どもたちが見せる様相というものが例えて申し上げますと、授業の間に何らかの理由で適応できずに教室から飛び出してしまうとか、あるいは席についていることができないとか、あるいはこだわりがあって初めてのことに不安が強くて適応できない。そういったことが高じますと人にあったり、物を投げたり、飛び出したりというふうなことになるがちだというふうなことでありますので、これらの子どもたちが在級している学級においては、学級担任の他に、例えば校長が、教頭が学級に入って子どもたちがパニックを起こさないように声をかけたりというふうなことをしているということでもあります。

ただ、必ずしもそれで十分な対応が、常にそういうふうな対応ができるということではありません。したがって最初に申し上げましたように、大きな財政負担をいただきまして、特別支援の非常勤講師、特別支援助手を配置しておりますけれども、この分野でも一層の充実が望まれるという状況でございます。それから子どもたちの様相については今ほど申し上げましたので省略いたします。

特別支援の非常勤講師、あるいは特別支援助手の役割りではありますが、子どもたちの様相が今申し上げたような状況でありますので、子どもたちの居場所を常に確認する、目配り。そして当人、あるいは周りの子どもたちの安全を確保する。それからこういう子どもたちに対しての声かけを手がかりに子どもの話をよく聞いて、感情がたかぶっているようであればクールダウンさせたり、どうして感情がたかぶったのかというふうなことを子どもと一緒に

考えたり、そうしたことで心の安定を図る。子ども同士のトラブルの調整を図る。担任と教務室、職員との連絡にあたる。子どもの学習、習得状況に応じて個別指導にあたる。

そして学級担任も当然であります。他の子どもたちにこういう子どもたちがいわゆる特殊な人間ではないのだ、特性をきちんと理解させたり、そしてその当該の子どもが学級内の他の子どもたちと、あるいは他の学級の子どもたちともきちんと仲間づくりができるような、そういうトレーニングにあたるということが望まれておりますし、そういう努力をしているということでございます。

この配置基準であります。特に数値的なものは設定しておりません。それぞれ校長から話を聞く中で、一番必要と判断されるところに優先的に配置をしております。今年の場合でも各学校からはもう3人なんとかしてもらえないかと　もう3人ということではなくてそれは私どもが集めた場合にもう3人ですが　なんとかして応援をもらいたいというところがあと3人ほど、つまり3学級ほどあるということでございます。今申し上げましたように、数値的な目標、配置基準というものは設定しておりませんが、各学校の状況、一番困っていると思われるところから優先的に配置をしているということであります。

ここまで申し上げた中での課題でございますが、特別支援学級に配置している介助員も含めまして、これらの子どもたち一人一人にどういう支援をすべきなのかという、その専門性が求められるわけでありまして。一方では子どもたちが在校している時間帯では目を離せませんので、なかなか学校内で研修の場をつくれないう、研修の時間がとれない。こういう悩みがあります。

それから突発的な動きを見せる子どもたちも当然いるわけでありまして、いつ何が起きるかわからないというふうな緊張感。昼休み等々の休憩時間でも目を離せないということで、精神的な負担もきついというふうなことも聞いております。

さらに発達障害は幼児期から低学年の段階で適切な対応、訓練を行うことで状況が緩和されると言われておりますが、最初に申し上げましたようにこの非常勤講師、助手、介助員の人数を確保していくこと、専門性を高めていくこと。そして何よりもこういう皆さんを雇用するための財政的な応援、こういったものが国、県からの応援が望まれるわけでありまして、なかなか現実的なかたちになっていないということが一番大きな課題だと思っております。

次に、早期発見、早期療育の体制と課題であります。今ほど申し上げましたように、早期発見して早期に適切な支援、指導が行われることが大切なわけでありまして、なかなかこれも難しい、こういう実態がございます。出生後の産婦、新生児の訪問　助産師が訪問するわけでありましてこの訪問。それから2カ月時の訪問に始まりまして、その後の4カ月検診から3歳児検診までの各段階におきまして、保健課の方でいろいろ対応をしているところであります。

検診の状況などを踏まえて、訪問による経過の観察や保健指導、必要に応じた保健所の療育相談、療育専門の医療機関を紹介するなど、適切な時期に療育の相談ができるように、保護者との関わりを持っているところでございますが、残念ながらこの地域に療育専門の医療機

関がない。したがって専門的な知識を持ってこれらの相談、療育にあたっていただける職員もこの地域にはいない。こんなふうなことからこの分野におきましても早期に高度な医療機能をもった病院が設置されることが望まれる。こんなふうに考えます。

それから発達障害の通級指導教室でございますが、議員のお尋ねの中にありましたように「ひだまり」。今年度から北辰小学校にこの発達障害児の通級指導教室がようやく開設されました。現在13人・・・申しわけありません、ちょっと前後しますが、本務校は北辰小学校にあります。そして兼務校として六日町小学校でもやっています。合わせまして13人の子どもたちが通ってきております。ここでは小学生を対象としておりまして、専門の担当者が指導にあたりますが、この学級への送迎は保護者においてやっていただくというふうなことであります。

そしてこの教室の役割りであります。一つには子どもたちへの直接的な指導、支援。それからもう一つは保護者への子育て相談。そしてもう一つは学級担任への指導と申しますか、相談と申しますか。通常はこの子どもたちもそれぞれの学校の学級に所属するわけでありまして、そこでどういうふうな指導をすべきかというふうな学級担任への相談、指導というふうなことを行っております。

通級学級、教室に通っている時間というのは限られたものでありますけれども、その限られた時間であっても、子どもたちが日頃自分の困っている、それを適切に表現する方法がない、知らない。そういった子どもたちの困り感をこの専門の担当先生ですけれども、が聞いてやる。引き出してやる。そういったふうなことで子どもたち一人一人の情緒の安定を図ったり、コミュニケーション能力を高めたりしていきたいと、こんなところであります。

まだこの指導教室につきましても、県内でもそう数が設置されておらず、中越教育事務所管内の設置状況で申し上げますと、長岡で2校、三条、柏崎、見附、燕、魚沼、南魚沼市ということで、まだ8校の設置状況であるということでございます。

それから子どもの居場所であります。市長の答弁に特に追加するところも何もありませんが、ただ1点だけ申し上げたいと思います。子ども自然教室の設置数でありますけれども、実施力所では6カ所。参加校は7校。ご承知と思いますが五十沢小学校と西五十沢小学校が合同で実施しているという関係で以上のような数字であります。よろしく願います。

佐藤 剛君 丁寧な説明をありがとうございました。ちょっと質問すべきところはさせてもらいますのでもうしばらく我慢してもらいたいと思います。再質問させていただきます。

1 明日の地域医療をどうするか

まず基幹病院と申しますか、地域医療の関係であります。市長答弁をいただきました。要は医師確保、そしてまた地元の資源を活用しながら地域医療を守っていくんだというようなことを、極々簡単に言えばそういうことだと思っておりますけれども。医師確保が重要であることは私は間違いないと思っておりますし、今後とも今まで以上にやっていただかなければならないわけでありまして。ただ、医師不足、医師流出という現実の中で市民の安全・安心のために地

域医療を守っていかなければならないわけでありますので、現実の医療資源の中でどう安全を守って、どう安心を与えるかというところが今、私は問題だと思うのです。

そういう中では、具体的な答弁ありませんでしたけれども、やはり医師確保と他に私は病診・病々連携、そういう地域医療連携を積極的に考えていかなければこの7年間の医療はまさにもたないというふうに思うわけであります。現在、塩沢地区では医療機関は8つあります。入院施設はありません。大和地区は医療機関は3つしかありません。六日町地区は13ありますけれども、ご承知のとおり六日町病院は医師はどんどん減っている状況であります。そういう現実の中でお産をどうする、小児医療をどうする、そして整形外科をどうするというところに市民は不安を今、持っているわけであります。

そしてまた明日のことはもっと不安なわけであります。したがって、県立、市立、民間の枠を超えて、私は地域医療連携のシステムを市が主体になって作っていかなければならないのではないかとこのように思うわけであります。今ほど言いましたけれども連携といってもどこがやるのだというようなことで私は市というようなことを言いましたが、一番難しいところは、今日の、明日の地域医療のために連携が必要なのですけれども、この今日の、明日の地域医療は7年後までつながっているということなのです。

本当は本来、私はこの地域医療の連携は県立病院あたりが中心になってやってもらいたいのですけれども、7年後、小出病院も六日町病院も県立としてはないわけであります。基幹病院ができるからといって、すぐその連携の中心にはなり得ないわけですので、私は今の地域医療を守るためには、市が主体性をもってその連携のシステムを作っていかななくては本当に地域医療はだめになってしまうというふうに感じます。そのところの市長の見解をお伺いしたいと思います。

公立病院改革ガイドラインのことです。市長のおっしゃるとおり、これにつきましては経営的な面を最重要に考えている改革のガイドラインでありますので、市長が言いました経営の効率化、経営形態の見直しなど3カ年くらいをめどに黒字化を目指すプランであります。財政健全化法も始まりまして、病院会計を含む全会計で対象に実質赤字の比率等で財政の健全化を判断するようになりました。私もこの病院が赤字のままでいいというふうには決して思っておりません。思っていないのですけれども、公立病院改革といっても経営上のことだけを考えれば、ごく極端な話を言えば、経営上のことだけを考えれば、医師にあわせて病院をどんどん縮小していかなければ成り立たない。というようなことの考え方も成り立つわけですので、それでは日常の医療、外来、慢性入院は賄いきれないわけですので、地域医療存続の危機の解消にはつながらないわけです。そしてまた地域医療の明日のわからない不安だという今日の状態でありますので、財源も必要なわけですけれども、地域医療は公が責任をもつのだと。しかし、なおかつ健全化も図っていくのだというような、ごく当たり前のスタンスにやはりまず立たなければならないと思うのですけれども、その辺の市長の見解をお伺いしたいと思います。

魚沼地域医療整備協議会の件なのですけれども、目的、そしてまた関わり方は私も出席し

ていましたのでそのとおりだと思います。ただ、私はその協議会に出席しまして一つ不安なことがありました。それは協議会の中で、3点の確認事項がありました。まず1点目は基幹病院の必要性の確認であります。これは当たり前のことですのでこれはいいと思います。2点目は基幹病院整備にともなって医療再編の必要性。これも基幹病院が整備後は県は県立病院から手を引くわけですので、まあまあこれも当たり前のことだというふうに思うわけなのです。

問題は3点目の各自治体の役割りでございます。協議会の中では県はその役割りを高度、広域、専門、災害時の医療の拠点、地域の拠点医療として基幹病院を整備するとしています。地元は小出病院、六日町病院、大和病院の再構築を行い、市民の身近な医療提供を行うというふうにしています。このことはまさに19年3月に行いました、副市長も出席していますけれども魚沼基幹病院と医療提供体制にかかる意見交換会。その中でまとめられた魚沼基幹病院等医療提供体制の再構築の考え方。これを確認したものと私は受け止めざるを得ないというふうに感じました。

ここにはどういうことが書いてあるかということ、それには簡単に言えば基幹病院は急性期医療、2次、3次、救急、地域医療支援、入院特化などなどというふうになっているわけです。六日町病院は1次医療、1次救急、慢性期・回復期の入院。大和病院は入院機能は基幹病院で担い、1次医療の提供というふうになっているわけです。したがって、今まであらゆる場所で県の方向性を出してくれなければというようなことが言われておりますけれども、反面、協議会ではこのようなことを確認しているということは、19年3月の意見交換会の方針で進めてくださいよと、というふうなことになるのかということでもあります。となれば、県の方針が決まらなければ動きがとれないという問題ではないのではないかとこのように私は思うわけですが、この辺、市長のご認識をお伺いしたいというふうに思います。

2 南魚沼市の教育の環境について

今度は教育の関係なのですけれども、細かに説明をいただきましたのでちょっと用意しているのを何点か絞ってお話をします。教育長、非常に細かなところで心を配っていただいてもらいまして私は助かっているのですけれども、だけれども私に言わせると一番肝心なところが説明に抜けていたかなというところがありますので、その部分、ちょっと聞いてみたいと思います。

早期発見、早期療育の開始が重要である。そういうご認識のとおりであります。それで私が問題にしているのは、通常教室の中での発達障害の支援と申しますが、そういうところがあります。介助員の方を多く入れておられるというようなお話もありましたけれども、一番問題は、全体の中の6.3パーセントの子が発達障害があると言われております。程度の軽い方を入れれば10パーセント。その数はもっとますます増えているというような状態なのです。そういう教室の中で早期発見するには、私は教師の気付きといいますかそれが大事だと思うのです。それがなければ多分整っております校内委員会の中でも話があがってきません。そ

ういうところをきちんと気付きになるような体制になっているかというところが、私はこの特別支援教育の中で最も重要なことだというふうに思うわけなので、その部分を一つお伺いをしたいというふうに思います。

そしてもう1点、私の認識違いであれば訂正いただきたいのですけれども、教育長、なかなかその特別教育支援は金がかかって財政的に負担が多い、県も国も支援がないというようなことがありました。私の感じだと介助員につきましては、交付税措置がなされたようになったというふうに私は認識しているのですけれども、そこら辺、違いがありましたらまた答弁の中で訂正していただきたいと思います。

そうした中で介助員、精一杯頑張っているという答弁がありましたけれども、保育園でのそういう障害を持っておられる方々の対応は、今、保育園の中に50名くらいいるそうですけれども、40名の加配保育士で対応しているそうです。そういうところを見ますと、やはり小学校、中学校の中の介助員の数はちょっと少ないのではないかというような感じもしますので、そこら辺もあわせてお願いいたします。

もう1点だけ。放課後子どもプランに関連いたしまして、非常に私はいい事業だと思いません。昨日、実は早く終わりましたので、B & Gの体育館の脇を通りましたらそのプールで浦佐小学校の放課後子ども教室が、カヌー教室ですけれども行われておりました。大変楽しそうでありました。そういう体験やら交流を通しまして今一番欠けています社会性とか協調性とか、そういうところが私は養われるのではないかというふうな思いがあります。非常に大事なところだと思うのですけれども、この放課後子ども教室の運営といいますか設置については、例えば運営委員会というようなのがあって、そういう中で設置の方向を決めていくのか。教育委員会の裁量で決めていくのか。そこら辺もあわせてお聞きをしたいと思います。

以上、再質問であります。

市長 再質問にお答えいたします。

1 明日の地域医療をどうするか

医療資源の確保という部分であります。今ここにちょっと、これは5月8日付けの日報でありますけれども医師の7割が地方勤務オッケーということでありまして。当然ですけれども待遇施設などこの条件次第だと。ですので、一時は荒川を渡るのが嫌だというくらい首都圏に集中していた医師の皆さん方も、こういう状況になったからそういうのか、あるいは前々からそういう考え方であったのかは知りませんが、この待遇と施設、これら条件が合えば7割の皆さん方は地方勤務でも何でもいいということをおっしゃっているようであります。これは東京の医師専門の人材紹介業が約2,100人にアンケートを実施して出た回答であります。

やはりここに地方勤務の条件について、待遇、施設、仕事が魅力的ならオッケーが52パーセント。自分や家庭の出身地ならオッケー、これは18パーセントであります。受け入れ側の体制づくり、これが医師確保の決め手だということです。

仕事の魅力としては、やはり学会認定資格の専門医を取得したいとか症例を積みたいと、

こうすることで82パーセント。これがスキルアップを望む意見ということ。年収では今より高収入を望むというのが43パーセント、一定額以上なら54パーセントということであり、必ずしも、このアンケートの結果を見た中で一定額の年収ということは、研修医からベテラン医師までのこの幅はありますけれども平均1,500万円、今ですね。これは開業医に比べれば非常に低いと。しかし自治体病院の若手医師は一定額には達していないということでもあります。それから例えば学会の参加費まで削られたこともあるということでもありますので、やはり1,500万円前後を最低限としての年収の保障。そして待遇、施設、待遇は何ていいますか、報酬ばかりではない待遇の方でありますけれども。こういうことにそれこそ我々がそれをスキルアップして医師確保に努めていかなければならないし、ある程度そういうことをきちんとやればお医者さんの確保も全く絶望的ではないという、そういうことも若干あるということをお知らせをしておきまして、お尋ねのこの病院の病病連携です。

これは産婦人科医が六日町で1人になった時期がありました。小出には2人だったですか。その時に私は県にも申し上げてちょうど中間で大和病院がある。大和病院は昔は産科をやっておりましたので、そこに3人のお医者さんが来ていただいてそこでまず診療をやってもらうと。そして入院とかそういうことは、またそれぞれ六日町なり小出なりの病院に行っていたと。というかたちをとれないのかと。我々受け入れ体制はきちんとやります。齊藤院長の際ですけれども、それは全部やるよと。そういうことになってやるからという話をしたのですけれども、これがやはり県の病院局もさることながら大学の中ですね。なかなかそれを実現できない。そういう審議会といえますか検討会にまで入っているのですけれども、非常に難しい。

ですので、例えばそれは公立病院の問題ですけれども、開業医の皆さん方とのやはり連携は本当にきちんと考えていかなければならないと思いますし、本来、医師会の方でそういうことをきちんと打ち出していただければありがたいのですけれども。黒岩先生なんかはもそういうことをおっしゃっていますね。ですのでもう少し様子を見ながら、全く動く気配がなければ当然市の方としてそういうことを医師会に申し入れて、医師会の皆さんの中できちんと何ていうか連携体制をとっていただきたいということは申し上げていかなければならない。そして地域の皆さん方から本当に医療体制の中で安心だとかたちを築いていかないと、まさに基幹病院ができる頃は地域の医療資源はもうボロボロであったなんてことになりかねないということもありますので、そういうことにならないように、今おっしゃっていただいたようなことも含めてきちんとやっていきたいと思っております。

それから、この改革プランについての件でありますけれども、私は前々から申し上げておりますが、赤字だから市が病院経営から手を引くということはありません。これを申し上げております。ただ、改革できるところはやっていかなければなりません。そして当然ですけれども経営も収支が黒字になる方がいいわけです。そういうことは目指しますけれども、それが例えばできないからといって、ただもう経営を民間にすぐ譲渡したりそういうことはあり得ない。

ただ、民間並みの、何ていいますか待遇といえますか、条件。こういうことは打ち出しながらやっていくという方向はやはり模索はしなければならないと思うのです、模索は。一番大和病院で常に言われておりますけれども、今、人件費比率が60を超えているということです。これがやはり最低でも40台くらいまで落ち込まないと、今のままでは絶対経営上収支的には合わない。何が原因かと言いますと、これは当然ですけれども公務員の給与体系にあるわけです。これをうまく打破できて、そして勤務いただく皆さん方も張り合いを持ってやっていけるという体制をとればこれが一番いいわけです。そういう体制づくりをできるか否か。今、宮永先生と事務長とそれぞれ検討を進めているところであります。

例えば独立行政法人化とか。例えばですよ。そういうことも視野の中に入れながら、広域医療法の100パーセント適用もあります。そういう部分を視野に入れながら今、改革プランの作成に入っているということです。ただ、どういう形態になるにしろそこから市が手を引くとかそういうことは絶対あり得ませんので、どういうかたちになっても大和、城内、今は市立病院ですけれどもこの2つの病院としての、あるいは診療所ということになるかもしれないけれども、そういう資源はきちんと公で守っていくということだけはここで申し上げさせていただきます。

3番目の整備協議会の中の3点目のいわゆる確認事項であります。これこそが今おっしゃっていただいたように基幹病院そのもののかたちが、あの時はそういうかたちでやると。ところが、では基幹病院が本当に高度救急と3次医療的なことで経営が成り立つのか。2次も一部入れるとか、あるいは大和地域は大和病院があってああいうかたちがあったわけですから、基幹病院には入院患者を大和地域に限って受け入れはどうだとか、そんな変な議論まで出ているのですけれども。そういうことではなくて、基幹病院としてどういうかたちが本当にきちんとやるのか。その形態によっては大和病院が診療所化することもあり得ますし、六日町病院が1次医療だけになることもあり得るわけです。

ただ、基本といえますか19年3月に出したことの中では、県が基幹病院をきちんと整備をします。私たちはそれぞれ地域の中の医療をきちんと守っていきます。その中に六日町病院が1次医療と慢性期の入院とか、一部2次とか。大和病院は1次医療ということ。これは基幹病院が軽度の、軽度の入院まで全部受け入れた場合に限ってのことですから。全てそこを全部1次化するというのではなくてですね。だから早く基幹病院のかたちを出しなさいというのが私たちの言い方なのです。

今も触れましたように例えば300から400床とか、ではどういう診療科目を扱うのか、これすらまだ決まっていない。そういう中では基幹病院で扱わない診療科目。これにも入院がついてまわるとなれば、やはり当然それはこの地域でもその医療資源の中で対応していかなければなりませんので。

19年3月のやつは相対的な部分ではそういう方向です。ですからその後全く基幹病院の姿が出てきませんので、早くそれを決めなければ我々も対応のしようがないということで、ずっと申し上げてきております。ですから、あれに縛られてもう大和は1次化だとか、そう

ということではないということ。ただ、現実としてそうなるかもわかりません。それは基幹病院のあり方次第であります。

私の方は以上でございます。あとは教育長からお願いいたします。

教 育 長 佐藤議員の再質問にお答えを申し上げます。

2 南魚沼市の教育の環境について

最初にご指摘いただきましたありがとうございます。国での財政支援がないというふうに申し上げていましたが、ご指摘のように交付税の措置が始まっておりますので、十分ではないというふうに訂正をさせていただきたいと思います。それで保育園では40人の加配というふうなお話もございましたが、私どもの市内におきましては、小学校と保育園 幼稚園も含みますけれども、連携を強化しながら早期発見ということに努めております。情報の共有化ということもございますね。

ただ、それだけで十分ではありませんので、先ほどちょっと触れましたが専門的な知識を有する教職員を中心にいたしまして、その他の、一般の教員に対しての研修ですとか、あるいは個別に学校を訪問して相談に乗るとかといったふうな取り組みを行っております。このことによりまして、それぞれの学級において学級担任が早期に発見する力を高めることができるように努めているところであります。

ただ、ご指摘にもありましたけれどもこれだけで十分だとは考えておりません。さらに何ていいますか先ほどもちょっと申し上げましたが、学校内での研修をする時間がとれないという悩みも持っておりますが、この辺のところについても最大限の配慮をしながら進めてまいりたい。

私どもにとっても非常に苦しい課題になっているのです。例えば、今本当に専門的な知識を持っている方がこの支援教室を担当していただいていますけれども、この方も県費負担の先生でありますから当然異動ということも考えなければいけない。そうしますと、もっと大勢の専門的知識を有する先生方を育てておかないと後が続かないという心配も、正直つきまとうわけです。したがってまして専門的な知識を有する先生方の育成ということに今後、今まで以上に努めていかなければいけないとこんなふうに思っております。そしてそれと合わせて、この特別支援の関係する講師ですとか助手ですとか、そういう方々の体制の強化につくましても市長にお願いをしてみたいと、このように思います。

最後になりますが、放課後子どもプラン。自然教室でありますけれども、これは各学校の希望によりまして県にその設置の申請をいたします。国・県の補助の都合もありまして、学校の希望があっても全て設置ができているという状況ではありません。それともうひとつは実際にそこで子どもたちの指導にあたっていただく指導者、NPO法人の都合等も入ってこようかと思いますが、現段階では私どもの方で申請をしたものが全て認められているということではなくて、一部積み残しになっているところもあるという状況でございます。今後とも拡充に向けて努めてまいりたいと思っておりますし、それから今までこのNPO法人へだけに全面的に依存しているというふうな状況であったわけではありますが、それぞれの地域、学区で

の保護者、地域の皆さん、そういった方々の力も協力も得ながら計画の拡充ができれば、もう少し広げていくスピードも速まるかなと、こんなふうに思いますのでそちらの面からも努めて、努力をしてみたいとこのように思っております。

佐藤 剛君 では再々質問、1点だけ医療関係でお願いをしたいと思います。

1 明日の地域医療をどうするか

19年3月の意見交換会の方針ですけれども、それが決定したことではないというふうな話をお聞きしました。私は安心をしました。私はその協議会に出たとき、自分はホームページにブログを作っていますので、協議会に出てきましたよというふうなブログを出したところ、形式だけで終わるなよというような励ましのお言葉をメールでいただきました。私が出るのでないからそう言われてもと思ったのですけれども、確かにやはりかたちだけやってでは地元の意見を聞きましたでは、やはり私は済まないと思います。市長が言うとおりの19年3月のが決定事項ではないというようなことであれば、私は今までずっと長々としゃべってきましたけれども、南魚沼市はいろいろな医療に関する課題や問題が多いわけです。そしてまたその協議会は地域の医療について意見を聞いて、そして基幹病院、地域医療の方向性を出すということですので市長にはそこら辺のところを十分。そしてまたその協議会にあげる地元の検討組織も作らなければならないということになっていますので、そういうところを利用しながら、地元の抱えている問題、課題を十分整理をしまして、協議会の中で南魚沼市の住民の安心、安全、そして命と健康を守るためにそういう場で市民の声として、協議会の中で代弁していただくことをお願いとっては何ですけれども、そういうところの熱い決意をお聞かせいただきまして質問を終わりたいと思います。

市長 1 明日の地域医療をどうするか

基本は今より医療体制が悪くなったとか、そういうことになってもらっては困るわけであります。ですから、例えば基本線でいって今より非常に不便になるとかそういうことであれば、これは全くそれに固執をされて渋々認めるなどということには絶対なり得ません。いたしません。

ただ、一つは集約化ということも、これはもう今のお医者さんの数、あるいは看護師さんのそういう面から含めると、全てのところに全ての機能を備えておくということは無理だと、これはもうご理解いただけると思います。ですから具体的に申し上げますと、例えば大和の場合、あれを1次化しても今までの大和病院でやっていたときよりも医療の対応が下がらない、しかも向上する。こういうことであればそれは1次医療もあり得るということであります。1次化もあり得る。そういう覚悟でやってまいりますので、決してあれにとらわれて、よくわからないけれどもそのままのんでしまったなどということには、絶対なり得ないようにやっていきますので、またよろしく願いいたします。

議長 佐藤剛君の質問を終わりました。ここで暫時休憩といたします。再開は11時5分といたします。

(午前10時45分)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時05分)

議長 質問順位9番、議席番号7番・中沢一博君。

中沢一博君 中沢一博です。通告に基づきまして一般質問させていただきます。

1 日本一子育てしやすい南魚沼市を目指して

最初に日本一子育てしやすい南魚沼市を目指してと題して質問させていただきます。OECD経済協力開発機構によりますと、出生率と女性の就業との関係を30年間調べたところ、70年代は女性の社会進出が出生率の低下を招く傾向が見られたそうではありますが、80年代半ばを境に変化をして、女性の労働力率、女性の15歳から64歳までの労働人口の割合でありますけれども高くなってきている。そして高い国ほど出生率も高くなってきているというデータが出ているそうであります。

中でもスウェーデンは2000年度では合計特殊出生率は1.54と、女性の労働力率75.5パーセントと両率が高く目立っているわけであります。一方で日本の女性も近年は増してきておりますけれども、労働力は年々向上せずに昨年度は別でありますけれども、出生率の低下だけが急激に進んでいることがわかりました。

仕事と家庭生活をどう両立しやすい社会へと構造改革をするかが急務と考えるのは私だけではないと思います。積極的に社会参加できる環境を整備すること。子育て支援策を総合的に強力的に草の根レベルで推進することを必要に感じます。

そこで今回はそのひとつに妊産婦の無料検診の公費負担回数の拡充についてお聞きします。市長もご承知のとおり、安全な出産のためには14回程度の受診が望ましいというのは誰もが承知しているところであります。しかし、あの奈良県の妊婦が病院に受け入れを断られ、そして死産した問題を受けまして、奈良県立の医科大学が行った緊急調査によりますと、飛び込み出産した妊婦は、妊婦また新生児ともに異常が多く、また妊婦の胎盤早期剥離は通常の10倍。そして呼吸障害などの治療が必要な新生児は通常の約20倍にあがるというデータが示されているそうであります。

気がついたら自治体の窓口で妊婦の届出を行い、そして母子健康手帳とともに妊婦検診の公費助成を求められる受診券を受け取る。合わせて保健師などの専門的アドバイスや相談、そして子育て支援の情報提供を受けること。これは当たり前のことではありますが、それが必ずしもそうではない方も見受けられるわけであります。

母子ともに健康で出産を迎えるためには、私は一段と回数の拡充が必要と訴えたいのであります。当市においても昨年から2回から5回に拡充していただきました。大変ありがたいことではありますが、妊婦検診は医療保険が適用されないために1回数千円から1万円程度かかり、総額では平均で1人約12万円もかかると言われております。若い母親にとってみれば大変な金額であります。せめても自治体として未来の宝であるお子さんの誕生に経済負担の軽減を強く望むわけであります。私は将来、完全無料化を求めたいと思っています。市長のご見解をお聞かせください。

次に関連でありますけれども、妊婦が里帰り出産をするときに費用の助成はできないかということであります。県内で出産される方は費用の助成がありますが、例えば県外からこの南魚沼市に嫁ぎ、大体初めての出産は実家に帰る方が多いかと思っておりますけれども、そのとき助成が全くないのであります。市長はこの現状をどう思われますでしょうか。せめても、少しでも助成制度があってしかるべしと考えますが、市長のお考えをお聞かせください。

次に企業の協賛による子育て支援についてお聞きします。私は平成18年6月議会におきましても、この企業の協賛による子育て支援について一般質問させていただきました。そのとき市長はやはり皆さんから一緒になってやっていこうという、そういう気持ちを持っていただかなければなりません。指導力はある限り発揮しようと思っていますのでひとつよろしくお願いますと答弁されました。その後の進展状況はどうなっているのかお聞かせください。

次に子どもの医療費軽減助成についてお聞きします。今、市の当局も頑張っていて、県下初の完全無料化も実施されました。私は敬意を表したいと思っております。が、あまりにもその後の他自治体が軽減負担が進んでいる中で、やりたいのはやまやまだがという市長の気持ちはわかりますけれども、義務教育の中学3年生までの医療費軽減に対するお考えはないのか。お聞かせいただきたいと思っております。

2 人間ドック、今後の考え方について

次に人間ドックの今後の考え方についてお伺いいたします。今年から特定検診の導入で人間ドックと重複している部分もあります。公費の負担の重複部分もありますのでどうされるか、やはり考えるところであります。多くの自治体が特定検診の導入で人間ドックを打ち切っている中、市長の英断で即打ち切りは市民に混乱を及ぼすというそういう観点から継続をしていただきました。そのおかげで混乱もなく予防医療は邁進したのであります。しかし、現実の財政を考えたときにこのままでよいかというと、私は決してそうでもないというふうに考えるわけでありまして。市長の今後の人間ドックに対してのお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

3 療養病床の再編成に関する取り組みについて

最後に療養病床の再編成に関する取り組みについてお聞きします。療養病床再編にどう臨むかということであります。療養病床の再編は増大する医療費を抑制するために政府が当初全国38万床あった療養ベッド数、医療、介護療養病床の合計を2012年度末に15万床に減らして、残る23万床は介護施設に衣替えをしていくという方針を打ち出しました。

しかし、入院患者から行き場がなくなるのではという不安の声があがったため、私たちは高齢者が追い出される事態にならないように、必要なベッド数を確保するよう政府に要請いたしました。その後、病床削減目標は当初の15万床から22万床に緩和されたという方向も聞いております。大量の介護難民も生み出すような見切り発車は許されないのであります。

療養病床の再編にあたって、市民の不安を取り除く具体的な対応が不可欠であります。療養病床再編の背景には入院の必要が低いけれども、家事の事情で他の施設が見つからない理

由で退院ができない社会的入院の問題があります。療養病床の平均在日数は172.3日であり、全病床平均の36.4日に比較して長く、社会的入院是正の必要はかねてから指摘されているところであります。基本的な方向は理解できますけれども、しかし必要なサービスが必要な人に行き届かなければ改革は本末転倒であります。

当事者の目線に立てば、数ありきの発想ではなくして地域に必要な医療療養病床が確保されるよう、再度また編成することは当然だと私は考えます。市長の今後の計画とお考えをお聞かせいただきたいと思います。

以上、壇上からの質問といたします。

市長 中沢議員の質問にお答えいたします。

1 日本一子育てしやすい南魚沼市を目指して

妊婦無料検診の公費負担回数拡充についてでありますけれども、経過はもう議員おっしゃったとおりでありまして、現状も今おっしゃっていただきました。5回ということは今市でやっております。これはご承知のように5回相当分は地方交付税で処置するというのでありますので5回に費用負担を拡大したわけではありますが。県内の状況が粟島浦村は15回だそうであります。糸魚川市が13回、7回が三条、そして6回の五泉、あとは大体5回という状況だそうです。柏崎市は3回だということでもありますけれども、状況としては5回というのが全市町村の74パーセントであります。

今、5回に拡充してようやくこの10月で1年を迎えるわけではありますが、財政状況から見ますと、当面この5回というところがある意味ではちょっとぎりぎりの線かなという感じがしております。ただ、舛添厚生労働大臣が8月22日の記者会見で少子化対策として出産関連費用の公費負担を大幅に拡充するという考え方を打ち出しております。これが地方交付税で大幅な検診費用の措置がされるとか、そういうことが打ち出せるならば当然ですけれども私たちもそれをやらなければなりません、そういう状況でない今の中で、回数が多いことがいいことは十分承知しております。けれども、今、5回を例えば10回に拡充するとか、14回にするとかということはちょっと申し上げられる状況ではありませんけれども、極力この回数を上げていく方向でやはり努力をしなければならぬという思いであります。

里帰り出産のことでもありますけれども、今、議員おっしゃっていただいたのは、こちらからここに嫁いで、どこかに里帰りしてその費用のときに助成すべきだということのように聞こえましたが・・・その反対でしたか。(「それでよいです」の声あり)それでいいのですね。そういうことがなかなか医療機関との契約、そういう問題もありまして非常に難しいという部分です。ただ、一旦その費用をお支払いいただいて償還払いで対応していくという方法が考えられるようでありますので、この実施を前提に検討していきたいということでもあります。一度費用をお支払いいただいて、そしてそれをお帰りにいただいたときに市の方でということですので、こういうことが可能のようでありますので、担当課で今、実施を前提に検討しているところでありますのでよろしくお願いたします。

企業の協賛による子育て支援についてでありますけれども、私が18年6月議会で企業の

協賛による子育て支援については商工会、あるいは建設業界とかそういう皆さん方と話をしながら検討して、とにかくやっていきたいということを答弁いたしました。その後の経過でありますけれども、18年12月以降に企業懇談会を何回か実施させていただきました。そこで地域、企業、行政が一体となって子育て支援を推進する必要があるし、重要なことだということで理解を求めてまいりましたが、残念ながら景気動向の不透明ということもありましょう。反応は極めて鈍い状況であります。そして出席した企業も極少数というのが実態でありました。出席していただいた企業の中からは非常に会社の経営が厳しい中で、そういうことを企業として取り組むというのは非常に難しいというご意見がほとんどでありました。そういう状況でありましたので、当面企業の協賛については難しいという判断をいたしまして、商工会、あるいは商店街、それらについての働きかけは行いませんでした。

子育て支援につきましては、トータル的な分野ということになりますので、やはり一番充実して欲しい子育て支援策の上位3項目、ひとつは保育所費用負担の軽減、複数同時入園等保育料の軽減であります。それから子連れで楽しむ場の増設、3つ目が医療費助成。こういうことがアンケートの中では一番多いわけでありまして。そこでこの保育費用の負担軽減につきましては複数同時入園の保育料の軽減を行っておりますし、子連れで楽しむ場の増設につきましては、ほのぼのの広場の拡大をしております。

それから医療費助成はこの後にまた出てまいりましてけれども、児童、子ども医療費の拡大、拡充を図ってきたところでありますが、やはり市だけで、行政だけで全部取り組めるかというと、やはり非常に難しい面がありますので、あらためてまたこの平成22年から6年の間の後期見直しですね。この南魚沼市次世代育成支援行動計画の見直し期間になっております後期計画が22から26でありますので、この中にもきちんと今度はまた盛り込めるようにまたあらためて企業の皆さん方と話し合いをしなければならぬわけですが、今までやってきた経験の中で非常に厳しいという状況はひとつご理解をいただきたいと思っております。

市がいくら働きかけをしても反応がなかなか返ってこないというのが現在の状況であります。強制力はございませんし、とにかく子どもが地域の宝で企業にとっても子どもは宝だという部分は認識はしております。認識はしておりますが、今の会社の経営状況の中でそういうことに投資といいますが、お金を回すのは非常に難しい。そういう状況であります。

そういうことですので、私の考え方が若干甘かった部分もありますが、例えば建設業協会とか、商工会とか、組織のトップにお話をしてもこれは非常にまたやはり難しい。どうしてもその組織の中の末端の部分から積み上げてこなければ、これは実現は難しいというふうに考えておりますので、あきらめたわけではありませんけれども、足ふみをしているという現状であります。

子ども医療費の助成について中学卒業までの拡充ということでありまして。これは現状から申し上げますと、入院で小学校卒業までというのが南魚沼市であります。小学校卒業、これは27ありますね。それから中学卒業までというのが県内では4市町村であります。それから通院が中学卒業までというのはやはり4市町村です。そんな状況であります。今いろいろ

る調べてみますと、医療費のかかる割合が0歳から4歳までが月平均しますと9,724円という数字が出ている。5歳から9歳までは半減いたしまして4,385円。10歳から14も同じく4,284円。15から19が4,619円。20からになりますと5,000円前後。これは月の医療費です。

そこでこういう経過もありましたので、私たちの市ではこの4歳までに集中的にやはりある程度やるべきだという思いから入院4歳未満、通院3歳未満について全額助成をしているわけです。軽減ではなくて全額助成をしております。これはご承知だと思いますけれども、県内では南魚沼市だけであります。他の市町村は全部一部負担があるわけです。

そういうふうに集中的にこの医療費の一番かかる幼児期にある意味では手厚い支援をしていこうと、そういう思いの中でこういうことに踏み切ったわけでありまして。今、例えば、これをとても中学まで全部無料などということにはなり得ませんし、中学まで一部助成をするという方向になりますと、この0から4歳の部分もやはりそうせざるを得ないという部分もありますので、当面、このままの状況で推移を見させていただきたいと思っております。

費用の概算、試算でありますけれども、通院を小学校卒業まで拡大しますと約4,500万円。入院、通院とも中学卒業まで拡大しますと7,000万円の財源が必要になるということでもあります。今のところはこういうことではなくて、0から4歳児に集中的に支援をしていこうと。そして受診率も0から4歳は約90パーセントであります。ですから非常に多くの方々が高い費用で受診をしているということですので、ここに集中的にやろうと。あとは5からは66、10からは42、15からは33、20からは32というふうに、もうそれぞれ半減、半減という部分になっていきますので、一番多く受診をして、そして一番費用のかかる部分に思い切った助成をしたということでもありますので、ご理解いただきたいと思います。

2 人間ドック、今後の考え方について

人間ドックでありますけれども、これは結果から申し上げますと、この後はやはり特定検診、特定保健指導に主軸を移していかなければなりません。しかし、毎年人間ドックを受診されているという方も大勢いらっしゃいますので、平行して実施をしているわけですが、これを今後ずっと平行して実施をするという場合には、当然ですけれども保険税の値上げというかたちに踏み切らざるを得ないわけでありまして。

大体今、特定検診、特定保健指導、これにかかる費用、これが3,600万円であります。これが受診率がまだ低いわけであります。これを目標受診率、特定検診が65、特定保健指導が45パーセント、これを達成するということになりますと、この達成ができた時点ではまた2,000万円程度の費用増が発生するということでもあります。

これは当然ですけれども国保税の増額につながっておりますので、しかもこれを今度は達成をしないと後期高齢者の支援金が増額をされ、10パーセントを上限にしてです。そういうペナルティもあって非常になかなか厳しい機構になったわけでありまして、これらも含めて全て被保険者の皆さん方が受診をしていただくということは最終目標でありますけれども、

費用そのものについては、国保税、国民健康保険の場合は国保税で対応していかなければならないということになるわけでありませう。

そこで今考えておりますのは、人間ドックは今現在2万5,000円の助成をしているわけでありませう。予算では3,500万円でありませうけれども、1,400人ほど受けていただいております。これを額を引き下げる、あるいは対象年齢を狭めるということ。現在35歳から69歳までというふうになっているこれを例えば35歳から50歳くらいまでの範囲にするとか、こういう狭めること。あるいはこの助成を毎年でなくて偶数年にする。こういうことも含めながら今検討しておりますので、決定についてはもう少しお待ちをいただきたい。ただ、全部人間ドックをやめるという方向にはならないようにしていきたいという思いであります。

3 療養病床の再編成に関する取り組みについて

療養病床の再編であります。おっしゃっていただいたように、非常に現場にとってはこの15万床に削減するなどというのはもう何ていいますか、でき得ないような状況であります。そこで7万床上積みして22万床ということになってきているわけでありませうけれども、今私たちの市ではゆきぐに大和で療養型が38、城内病院で介護型が4で、42床あるわけでありませう。この稼働状況はほとんど100であります。大和が88.6、城内病院は95.6ということでありませうので、これは本当に需要を抱えておりますし、平成20年度、今年度は両病院とも満床に近い状態がずっと続いているわけでありませう。

大和病院では38床の医療型療養病床を今後とも維持していく。そういうことで対応してまいりたいと思っております。城内病院は介護療養病床の廃止ということがもう決定をされるといふことになりませうと、方向転換をしていただきたいというお願いはしていきますけれども、そういうことになった場合は一般病床に戻して引き続き地域医療の充実のためにこの病床を活用していきたいと。一般病床に戻そうという考えであります。これもまた可能なのかどうなのか、はっきりわかりませうけれどもこれは強く求めていかなければならない。

そういう方向で今、対応しているところでありませうが、願わくばこのいわゆる病床数の削減とか、そういうことはとにかく何ていいますか在宅で受け入れる、そういうことが非常に難しいわけだ。それから特養をはじめとするそういう施設に入所も非常に市内では今300人以上の皆さん方が待機状態でありませうから難しい。

そういう中でまたここを切られて、ではどうしろと。これは全く現場を無視した計算上の医療費を削減という部分の下に立った計画と言わざるを得ないというふうには思っておりますので、これは撤回をとにかく求めていきたいと思っております。が、どうしてもならないという場合には、先ほど申し上げたような方法で対応していきたいということでありませうので、よろしくお願い申し上げます。以上であります。

中沢一博君 1 日本一子育てしやすい南魚沼市を目指して

里帰りの医療費の助成という部分、大変ありがとうございます。私はこの南魚沼市に嫁さんに来てくれ、嫁さんに来てくれと本当に多くの方が。また実際に、どうも嫁さんがいなく

て本当に困っている。そういう中で来たときに縁あってこっちに来られて、そういうときに助成がない。市長の実施の方向に向けて可能であるという意見をいただきました。私は希望を持ってたなというふうな感じがいたします。本当にありがたいことだと思っています。

この6万3,000、6万3,000と言ってきたのが、ご承知のとおりもう8月末では6万2,000を切って、6万1,966名になったわけでありましてけれども。本当にこれは今政治等いろいろ言われていますけれども、緊急対策とともにやはり長期展望というものが大事な部分になってきているわけでありまして。その点で井口市長は、子育て支援に関しては重点施策としてずっと今までも一つ一つ本当に市民の目線で実施してきていただいているというふうに私は思っております。

先ほどの妊婦の無料検診でありますけれども、なかなかできないという部分がありますが、私はやはり、これは市だけではないかもしれないけれども国全体でも、お子さんは家族だけではなくて皆して育てなければいけない。せめてそういうめでたいことは皆して祝おうではないか。応援しようではないかという、そういうやはりシステムづくりということは、私たち地方から発信していかなければいけないのではないかと、というふうに強く感じる一人であります。

それで山口県の子育てアンケートでこんなデータがある。ちょっと紹介したいと思っております。興味深いのは、理想とする子どもの数は何人であるかということで、3人が最高の51.4パーセントだった。そして2人が35.4パーセントで、そしてなんと4人が5.9パーセント。今、議会でも素晴らしい希望をいただいている議員さんもいて、先ほど美味しい饅頭をいただきました。本当にめでたいことだと思っています。やはり多くの女性がもっと子どもを産みたいという要望が現実あるのであります。このアンケートから見ても。

また、では、理想とする子どもが持てない理由は何かというアンケートの中にこうありました。やはり経済的負担が重いというのが38パーセント。そして育児の精神的、また肉体的負担が17パーセント。そして仕事と両立が困難というのが13パーセントありました。そこで我々行政に何を望むのかという部分で、これが大事になってくるわけですがけれども、そのアンケートには乳幼児医療費や先ほど市長もおっしゃった保育園の負担軽減、経済的支援、充実が23パーセント。そして子育てと仕事の両立ができる組織づくりというのが19パーセント。そして子育てしやすい地域づくりが11パーセント。そういう部分で出ているわけでありまして。

地域、企業。先ほどなかなか企業に語りかけてもできない。だけれども、やはり地域、企業、行政が一体となって支援をしていかなければだめなときにきているのであります。だからだめだからという部分ではなくして、本当に先ほどの決意もございましたけれども、これからどうしていくかという部分に帰ってくるわけでありまして。

私、ちょっと出生率のデータを調べさせてというか聞かせていただきました。全く卑下することはないなと思いました。実は不妊治療、私どもの地域ががんばって特別待遇をやっているという部分があります。ご承知のとおり、18年度は38件あってそのうち6人のお子さん

が誕生しております。そして平成19年度も41件の申請で、やはり6人のお子様が生まれています。本当に今までは諦めざるを得ないという部分だけけれども、こうやって一步一步、一人の方でもその家族にとってみれば、地域にとってみれば大変なことであるわけでありませぬ。そういうところにお金を投資できるという、私は行政はすごいなというふうに思っております。

そしてこの出生率ですけれども、実は平成17年度は我が市では1.37でありましたけれども、なんと、調べてみたら、18年度はこの市は、新潟県は市が20個ありますけれども、出生率の伸び率が一番だったのです。私はすごくそれが嬉しかったです。20市ある中で、小さい市町村はちょっと1人いるだけでかなりのあれが違ってきますけれども、この20市ある中で一番出生率が高かったのです。これはすごいことだと私は思いました。

子育ては10年20年と聞いていますけれどもそうではないな、すぐ現実としてもう出ているなということを私は感じました。本当に私は嬉しく感じました。そういう面で先ほどの里帰りの部分に関しては本当にありがたいなというふうに感じている次第であります。

そして医療費の部分ですけれども、どうしてもいろいろ、市としては1歳から4歳にこれをもっていきたい。私はいいことだと思っております。ですけれども、これからやはり多くのお子さんをもちたいという方に関しては、2人、3人、4人もたれている方は5.9パーセントいるわけです。ほんの一部かもしれないけれどもそういう方たちのために、少しの助成はやはり考えられないかという、そういう方向性を考えてみるべきではないかというふうに私は感じているのです。そういう点もお聞かせいただきたいと思っております。

2 人間ドック、今後の考え方について

それで、この人間ドックの件でありますけれども、私も市長がおっしゃったようにずっと重複している部分があるからもったいないと思っております。私はそれに、こんなこと言ったらあれですけれども賛成であります。ですけれども、市長もおっしゃったように全くなくするのはではなくして、例えば偶数というか1年おきにしようとか、そういうメリハリのつけた人間ドックという部分は私はやはり大事だなと思っております。

今、メタボとすごく言われておりますが、やはりメタボも私は大事でありますけれども決して否定しているわけではございません。だけれども、今、本当に目先のことを考えたときに、ガン対策をどうするかということをややはり考えざるを得ない。今、2人に1人がガンにかかり、そして3人に1人がガンで亡くなっているこの現実を見たときに、あまりにも多くの人たちが 本当に自分の周りにもどれだけ多くの人達がいられるか 必死になって戦っていられる。ああ、今日も生きた。今日も生きられた。そういう方もいるのであります。

やはりそういう一つ一つ、行政がああここまでしてくれているのだ、そういう思いが大事だなというふうに思うのであります。それが逆に反発して、よし、我々にできることはなんだろうと、そういうふうな発想の転換も私はできるのではないかというふうに感じているわけでありませぬ。

3 療養病床の再編成に関する取り組みについて

そして療養病床の件でありますけれども、市長が言ったように大和は変更しない。城内病院に関しましては、平成24年度に4病床はなくすという方向で打ち出しているわけですが、やはり本当に不安がっているのです。市長はそれだけにこれから例えば次の六日町病院はどうしようと、いろいろ構想があるみたいでありますし、またいろいろなことを考えていられるみたいであります。

やはり私は安心感を与えていただきたい。変なマスコミに惑わされるのではなくして、だけれども我が市はこういうふうな考え方でいますからというような打ち出しをしてもらいたいというふうに思います。

やはり一番の人間の毒というのは不安であります。このことを感じております。この療養病床ですけれども、お医者さんに聞きましたら一番いいことはやはり家で介護が一番だそうです。普通の一般生活から隔離するということが一番の悪くなる原因なのだそうですね、聞きましたら。そういう面で考えると、確かに家に帰らせてあげたいのだけれども現実はなかなかそういかない方もいるわけですので、そういう面に関して行き場を失うということがないように、ひとつお願いしたいと思っております。市長はまた私がいるうちは大丈夫だというような、そういう強い観点からもう一度お伺いさせていただきたいと思っております。

市長 再質問にお答えいたします。

1 日本一子育てしやすい南魚沼市を目指して

いろいろ市の状況もご理解をいただいておりますが、少人数といいますが4人以上のお子さんを産む決意の方、あるいは産んでいらっしゃる方。前に出産祝い金ですか、それを廃止してその費用を別の方向にまわすというときにも、やはりそういう大勢のお子さんを産んでいただいている方についてのものはどうなるのだというお話もあったわけでありまして。確かに率としては少ないわけではありますが、しかし4人産んでいただければ、それだけ子どもの数はすごい増え方になるわけですのでこういう部分に。言い換えればやはりその経済的な負担の軽減ということが確か一番だと思います。

今フランスで出生率が大幅に改善しているという、これはもう国をあげてそういう負担も含めて改善をしているわけです。そこが一番だと思っておりますので、私たちの市でできることと、あるいは国にまた求めていくことと、県に求めていくことと。これは分別していかなければなりませんけれども、我々の市でも財政の許す限りのことはやっていきたい。具体的に何をやるかということは、ちょっと申し上げるところまではいっておりませんが、子育て支援の中で、やはりそういうことにもきちんと目配りをさせていただこうと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

3 療養病床の再編成に関する取り組みについて

病床関係の再編につきましては、私がいる限りは大丈夫だかということをお知らせいたします。私がいる限りは絶対にこれを全部、お宅に帰して、自宅に帰して、行き場のないなんてことだけには絶対にしないという強い決意は持っております。一番いいことは、この制度がもう少しある意味では縮小ではなくてきちんと拡充ができるという方向が出れば、病院のある意

味では経営にとっても空きベッドというのがどうしても出てくる。そういう中で、例えば六日町病院なども今199に減らしている。これはお医者さんがいないからという部分もありますけれども、その空いている部分を例えばその療養型とか介護型に変えていく。そういうことでも病院の中ではできていくということでもありますから。

本来、在宅が一番いいということは、これは皆さん全部わかっていると思うのです。しかしながら、現実としてはそれがもうほとんど対応しきれないという状況でありますので、議員おっしゃっていただいたように、そういう不安を与えないためにも求めるべきところは国に求め、私たちの市でやれるべきところはやっていこうというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

2 人間ドック、今後の考え方について

ドックの関係もそういうことでありまして、やはり制度を維持する中で特定検診、あるいは保健指導とダブらないようにやっていけるというのが一番望ましい方向だと思っております。先ほど申し上げました3点を軸にして検討させていただきたい。そして来年度からはそういうかたちで、どうかたちになるかまだはっきりしません。実施させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

中沢一博君 3 療養病床の再編成に関する取り組みについて

市長から心配いらぬという、本当に心強いお答だと。やはりお年寄りというのは市長のその一言というのがすご勇気も湧いてきますし、ぜひ健康で長生きしてもらいたいと、そんな思いであります。

1 日本一子育てしやすい南魚沼市を目指して

やはり魅力ある地域には、頑張った地域には特別に交付税が上乘せするわけであります。今年も我が市は何か思ったよりも多く来たというふうに聞いております。ということはそれだけ頑張ったのであります。私はもっとそういう魅力ある、例えば子育ての出生率が上がったところとかそういう具体的な部分がありますので、ぜひ子育てに関して、またいろいろな部分に関して英断を期待し質問を終わります。以上であります。

議長 質問順位10番、議席番号16番・南雲淳一郎

南雲淳一郎君 議長から発言を許されましたので、市長に対しまして一般質問をさせていただきます。

当面する農政について

テーマは当面する農政についてであります。9月に入りいよいよ市内においても稲刈りが始まります。今のところ、極めて順調な作柄であります。台風13号が発生したというお話があるわけではありますが、ぜひひとつ安定した天候が迎えられて、今年の秋が豊作になることを願うものであります。

さて、ここ1~2年、連日世界的な規模で穀物価格の高騰や穀物の絶対量不足による食糧危機の課題が報道されています。アジア、アフリカの開発途上国では国民への影響が深刻で、暴動すら起きています。この食糧危機の原因あるいは要因は根深く、しかも構造的であると

指摘をされています。

すなわち、中国、インドなどを中心に人口と所得増で穀物需要が増えてきたこと。そしてアメリカを中心にバイオエタノール生産が急増してきたこと。さらに地球温暖化や異常気象が各地で頻発をしていること。さらに原油価格の高騰で生産コストの上昇がきたこと。さらには国際的な投機マネーが穀物市場へ流入したことなどが指摘をされています。

日本においてはこの影響をもろに受け、輸入原材料を中心に物価が高騰しています。一方、中国製冷凍餃子で見られるように、消費者の食に対する安全意識が高まり、国産農産物の消費が広がってきています。さらに環境保護意識も高まり、日本の農業、食糧をめぐる情勢は大きく変わってきました。これらのことを踏まえて当面する農政について市長の見解を伺うものであります。

1点目はWTO交渉の決裂についてであります。WTOの閣僚会合はご案内のように7月29日に農業分野での合意ができず、交渉は決裂をいたしました。ご承知のように今回の交渉は世界153カ国・地域が約7カ年の間、農産物や鉱工業製品などの関税を削減し、世界経済を活性化させることを目的に交渉をしてきました。今回の決裂により、今後、長期の交渉凍結になる見通しと言われております。

日本国内において今回のこの結果をどのように受け止めているのでありましょうか。農業分野では厳しい結果を予想していたにも関わらず、農産物輸出国の理不尽な要求を跳ね返すことができたのは大きな成果であり、結果的には国内農業を守れたとほっとしています。だが、若干の時間的な余裕は生まれたが、市場開放圧力は今後も続くと思っております。

一方、鉱工業分野では人口減少時代を迎えた内需の伸びが期待できない日本では失ったものは大きい。欧米や途上国が関税を一段と下げれば、輸出を増やすチャンスが広がったはずだ。決裂の損失は大きいと落胆をしています。

私は日本の今日の繁栄は戦後一貫して輸出中心の成長を遂げてきたことによるものであり、世界の貿易自由化体制の枠組みの中であるGATTの恩恵を大きく受けてきたおかげであると思っています。したがって、今後とも世界経済を発展させるべくWTO交渉を粘り強く継続してもらいたいと思っています。

しかし、今後は今までのように国内農業を犠牲にして、無制限・無定見な貿易自由化を前提にしたというようなことはあり得ないと考えます。今以上に国内農業を衰退させ、国土を荒廃させての交渉を国民は望まず、しかも国際的にもお金を出せば外国からいくらでも食糧を買える時代は終わったと言われております。したがって今後は基礎的な食糧はしっかりと国内で生産するという、国民的合意を形成したうえで交渉にあたるべきだと思っております。

日本と同じ島国イギリスでは、安い食糧がいつでも手に入るという考えが通用しなくなってきたという認識で、食糧政策を、安全保障、環境保護という観点から大幅に転換をしています。私どもも見習うべきであります。

次に食糧自給率向上についてであります。日本の食糧自給率は1965年、昭和40年当時は73パーセントでありましたが、その後下がり続け、今や40パーセントであります。

原因は食生活が大きく変化したためであり、自給できる米の消費が減る一方で、輸入餌に頼る畜産物の消費が伸びたことによるものであります。

食糧の60パーセントを輸入しているということは、国内農地面積の2.7倍に相当する1,245万町歩の海外の農地により私どもの食生活は支えられているということであり、このことは言い換えますと、外国で起こる政策の変化、あるいは気象変動などの多くの不安定要因を私たちの食卓に持ち込むことであり、過去においても何回も私どもは苦い経験をしてきました。

今後の世界の食糧の需要予測であります、長期的には世界の人口は発展途上国を中心に今後は大幅に増加することが予測されます。しかも今後これらの発展途上国でも畜産物の消費が拡大することが予測され、世界の食糧需要は大幅に拡大することが予想されます。一方、食糧の供給については、農業地の拡大には限界があること。砂漠化の進行などの環境問題などが深刻になってきていることから、生産の大幅な増加は困難とされています。

日本は今日まで工業生産力を高めることで外貨を稼ぎ、食糧とエネルギーは輸入した方が効率的だという判断で国のかたちを造ってきました。結果として冒頭述べたように食糧自給率40パーセントとなり、国内農業は衰退をしてしまいました。

しかも世界人口の67億のうち10億人近くが飢餓に苦しみ、暴動までが起きている状況で、今までの日本の食糧政策のありようはもはや世界では否定をされています。すなわち国内で大幅な減反を実施しながら、発展途上国と競って食糧を買いあさることは世界では通用しなくなったと言われています。

しかし、見方によっては、今日の世界の食糧情勢は日本の農業を再生させる自給率向上に取り組むに大きなチャンスになる可能性が高いと分析もされています。なぜなら、農産物の内外価格差が縮まり、しかも消費者の安全志向が高まり、国内農産物に関心が広がってきているからであります。

そこで具体的な食糧自給率向上対策としては、日本の気候風土に一番適している水田を有効活用できる稲の生産拡大であります。米は人間が粒で食べるものという固定観念から脱却して、飼料としての利用、あるいは工業原料としての活用、さらに米粉としての利用を積極的に図るべきであります。

いずれにいたしましても、自給率向上の施策を当面の国政の中心に位置づけ、その達成に向けてあらゆる手立てをとることを日本の農政の基本にすえることができなくては、自給率向上の達成はあり得ないと私は考えます。

3番目に減反政策についてであります。先月下旬、集落内で農家10件ほど集まり、肥料等の農業資材高騰についてJA職員と意見交換をしました。肥料原料高騰のため、今後は価格が平均40パーセント以上の大幅な上昇が見込まれるとの説明でありました。

この会合で大勢の農家から減反政策への疑問、不平、不満の意見が多く出たところであります。いつまで続くのか。他に対案はないのか。選択性にできないのか、等々でありましたが、結局はやり場のない不満と諦めで終わってしまいました。私は就農してから約40年に

なります。この間、減反政策がとられ、米価維持のためということで参加をしてきましたが、他の農家と同じように私も不満や疑問を多く持っています。

日本の食糧、農業を取り巻く国際環境が激変し、国内での稲作の現場が衰退している今、米を飼料、工業原料などの多角的な利用をすること。そして強制感をともなう手法でなく、農家自らの選択性にする。世界各国で実施されている農産物の価格保障や所得補償制度を導入すること等を真剣に検討し、減反政策の見直しを図るべきと強く考えています。

その場しのぎ、場当たりの農政の象徴でもある現在の減反政策が始まって約40年近くになります。今年度の全国の転作率は約40パーセント。面積換算にしますと100万町歩を超えています。もはや限界であります。国際的にも通用しなくなっています。その点からも本格的な見直しが必要であります。

農政は国の裁量がほとんどで、当市のような一議会での議論は馴染まないという意見があることは承知しています。しかし私は、国民の一番基本的な食に関する分野であることから、地方の、しかも生産者の声をしっかりと発信することが基本であると思い質問をいたしました。市長の忌憚のない見解をお伺いをいたします。

議長 南雲議員の質問の途中でございますけれども、ここで昼食のため暫時休憩といたします。午後の再開は1時20分といたします。

(午前12時01分)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時20分)

議長 中沢俊一議員より2分程度遅刻の届けが出ておりますので、これを許します。

議長 それでは一般質問を続行いたします。

市長 南雲議員の質問にお答えをいたします。

当面する農政について

WTOの交渉の決裂についてということでありましたが、議員おっしゃっていただきましたように、インド、中国の自国農業の保護政策、これの強行な主張によりましてWTOの交渉は決裂したわけでありまして、日本は、これもおっしゃっていただきましたが農業関係については農作物の大幅な市場開放をのまずに済んで安堵感が広がったということでもあります。けれども方や工業関係の皆さん方は非常に大きな機会を失ったということ、これもまた大変な危機感を抱いているというところでもあります。

ただ、このことは事態が先送りされただけだということだと思っております。WTO交渉もまた先進国だけで再開をしようということの動きが今出ているようでもあります。いずれにしても貿易の自由化の流れというのは変わっていかないだろうと思っております。

そういう中で、やはり国内の担い手農家の経営を安定させることが急務ということでもありますのでこういうことも含めて、そういう面では農業関係者にもそういうまた危機感と申しますが広がっているということだと思っております。いずれもう再開をされると思われま

すWTO交渉についての気構えとしては、議員おっしゃったようにやはり世界的な食糧不足の中で、基礎的な食糧は国内で生産して国民の命を守るという食糧安保。この政策をやはりきちんと世界に発信をして理解をいただくようにするとともに、国内体制をきちんと整える。このことが肝要だと思っております、そういうことを整えながらきちんとした交渉を進めていただきたいと思いますと思っております。

自給率の向上につきましては、生産調整がここまで進んで長かったわけでありまして。こういうことによりまして、農家の生産意欲の低下、これは本当に目を覆うばかりということだと思っております。全国各地で耕作放棄地が急増して国土の保全や水源涵養機能に甚大な支障が出ているということだと思っております。

こういう実態をやはり改善していかなければならないわけですし、合わせて自給率の向上を図るということにつきましては、主食用米の栽培に特化をするということ。米自体は国内で全部生産をすれば余るということになりますので、そういうことで主食用米の栽培に特化をするということではなくて、飼料の高騰の関係、あるいはバイオエタノール関係の部分にも踏み込んでそういう面での栽培拡大、あるいは他の用途への利用増進、これを進めて全体的な自給率の底上げを図るということが必要だと思っております。

私たちの地域はやはりそういう中でも、適地適産ということを強く訴えながら魚沼産コシヒカリの主産地として、主食用米の栽培拡大にやはり取り組んでいかなければならないと思えます。大原則であります。ただ、畜産対策やそういうこともありますので、こういうことも一緒に考えながらやっていかなければならないわけでありましてけれども、こういう部分がどう私たちの地域である意味で受け入れることができるのか。転作協議会等々も一緒になってやはり考えていかなければならないと思っております。

減反政策についてでありますけれども、前段はもう省かせていただきまして、私は六日町の町長に就任して以来、とにかくこの市の基幹産業であります農業、その中でもそのまた基幹であります稲作については、可能な限り作付けを増やしていきたいということで取り組んでまいりました。今、全国的な減反率は約40パーセントだそうでありますけれども、当地域は大体25～26パーセントでしょうか。そういう面では他の地域よりはということはありませんけれども、それにしても4分の1でありますので、非常に重荷になっているし、生産意欲の減退にもつながるということでありまして。

ただ、先ほど触れましたように、米を食べていただくということが、これも大きな前提でありますけれども、消費人口の減少、あるいは食の多様化、こういうことで米の消費量は毎年毎年約8万トンずつ減少しているようであります。これは魚沼産分でありますね、1年間で大体。これが減量されているわけですから、その分がどこかで淘汰をされているということでもあります。

そういう中では平成22年から実力に見合った米づくりが行われるということになりますので、現実的に今の作付面積を増やして減反率を減らせと。最初から、表からそういうことにはなかなかいかない部分があるかと思えますけれども、しかしながら、ありとあらゆる

方法を駆使しながら米の作付面積の拡大に取り組んでいかなければならないという思いであります。

そういうことも含めて、先ほども触れましたようにこの食糧安保政策をきちんと実現をして実行してってもらいたいということを、国に対してはきちんと申し上げていかなければなりませんし、国際的にやはり通用する農家の育成これらもやっていかなければならないということだと思います。そういうことも含めて全力で作付面積の拡大に取り組んでいきますが、この減反政策を今すぐ全部ゼロにして、例えば自由に作っていただいて淘汰される場所は淘汰されたらそれでいいではないかという議論もありますけれども、米価格の下落にもつながるわけでありますので非常に難しいところであります。難しいところでありますので、当面はこの減反政策を受け入れながら地域間調整の中で作付面積の拡大を図る。あるいは魚沼産コシヒカリというブランドの部分強調いたしまして、少しでも減反率を減らしていけるようなことを考えていかなければならないという思いでありますので、よろしく願い申し上げます。以上であります。

南雲淳一郎君 当面する農政について

1点再質問させていただきます。WTO、それから自給率の向上、あるいは減反等につきましてはおおむね私の主張をご理解していただいたということに、私は理解をしたところで、しかしながら、今ほどのお話しを聞く中で、危機感を市長はお持ちでない、そういうふうに私は感じました。

大きく今、世界環境は変わっております。危機感をひとつ持ってもらいたい。しかしながら政治は現実をどうこなしていくかということでありますので、その辺の逡巡がなかなか大変でありましょうけれども、しかし、例えば減反につきましては、市長はあれですか、減反はいつまでやはりお続けになればよいと思っておりますか。やはりこの状態であればずっと続けなければならないと思っておりますか。私はそうではなくてこれだけ環境が変わったのであれば、大きく転換をする方向に本格的に議論をすべきだというふうに私は思っております。

今、複数の政党で価格補償や所得保障についての議論はあります。しかしながらそういうのは本格的な議論になりません。政争の具になるのみであります。残念に思っております。いつまでもこの減反政策を続ければ私はさらにやはり日本の農業が衰退することは目に見えているというふうに思っております。各国ではもう自給率の向上に向けて必死に取り組んでおります。先進国ではフランス、140パーセントの自給率、ドイツの100パーセント、島国のイギリスですら78パーセントの自給率であります。のそのそと日本の今の政策を続けていて果たしていいのでありましょうか。その辺のひとつ、見解をもう一度お聞かせ願いたいと思っております。

市長 当面する農政について

再質問にお答えいたします。この危機感。危機感は相当に持っているつもりであります。あまり言葉が強くなかったのか、顔が平静であったのかちょっとわかりませんが、伝

わらなかったようで申しわけございませんが危機感は、どなたがどれほど思っているかということはわかりませんが、私は相当持っているつもりであります。

そこでこの減反政策であります。本来でありますと、先ほど触れましたようにまず、全体ですよ、日本全体の中で米だけに固執することではなくてやはり適地適産、そういうことが私は一番いいことだと思うのです。そうなりますと私たちの地域はもう米が最高の品物でありますし、最高の品質を保っているわけでありますから米を作っていける。ただ、米だけをみんな作る、作ると言っても、今は先ほど触れましたように日本の今の農地の中で全部米を作った場合ですね、減反分を作った場合はもう米が国内としては相当余るわけであります。世界的な中では、ミニマムアクセス米も70万トンも受け入れているという中で、やはり米の価格の下落ということも相当やはり農家経済からみますと考えなければならない。

他の野菜も含めて、自給率の非常に低い部分。ここにやはり国は目を向けてそういうことができる地域に、そういうことを貼り付けていくということをやっていたかなければならないわけですが、今いみじくも触れましたが、国の国会議員の中ではそういうことにはなっておりません。みんな米を作らせる、米を作らせると、このことの大合唱でありまして、私も以前、土地改良区にいた際にもちょっといろいろ聞いたことがありますけれども、とにかく農水省そのものも、できれば適地適産という部分を打ち出したいけれども、とてもとても国会議員の先生方の壁が厚いといいますが、その主張によって減反という部分で切り抜けたということであります。

ですから今こそ国会議員の皆さん方がそういう我田引水的なことをやめて、真に国家を思っていたら、米でない部分をきちんと地域として受け入れて、そしてそのことのまた保護ということではなくて育成のために力を注いでもらうということの方が、本当に日本の将来にとっては大事なことだと思っております。

我々の声が県内の国会議員の皆さんのところにはある程度届くとは思いますが、しかし、全体的な九州から北海道までの国会議員の先生方のところまではなかなか届きません。届きませんが、例えばでは全国の市長会でこういう主張をしても、やはり私たちの地域から外れたところは新潟だけは何を言っているんだという話になりかねない部分。非常に難しいことですけれども、やはりそれは粘り強く訴えていかなければならないと思っております。

先般、岡山のある町長さんにお会いして、あそこは40パーセント減反だそうであります。その中で、もち米を主産地としているのだそうです。それでも40パーセント。もち米なんか今、どんどんと作ってくれ、作ってくれと言っているのにそういうことですかと言ったら、やっぱりそうだと。結局そういうことなのです。全国各地で。その率の差はありますよね、北海道は50を超えているとかありますけれども、ここをきちんと日本全体の中で整理をしていかないと、いつまで経ってもこの減反は今のところは続いていく。

ただ、一筋の灯りといいますが、食用米でない部分で米の作付けが、先ほど触れておりますように飼料だとか、あるいはバイオ燃料だとか、そういう部分としての米の作付けというのはある程度増やしていけるのかもわかりませんが、我々はあくまでも主食用の、食

用の米、一番美味しい魚沼産コシヒカリ、南魚沼産コシヒカリの生産拡大にとにかく取り組むということではありますが、非常に難しい問題であります。しかし、やはり声をあげていかなければいつまで経っても先が開けないということでもありますので、あらゆる機会を通しながら日本全体の中での適地適産政策をきちんと実施してもらえような方向を、一生懸命模索しながら努力していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長 質問順位 11 番、議席番号 14 番・井上正三君。

井上正三君 通告にしたがいまして質問させていただきます。

常設保育園の改築、統合、民営化計画について

担当課から保育所の実態について資料を頂戴して、中身をちょっと精査してみましたところ、常設保育園の改築、統合、民営化計画についての質問をしたいと思っております。

第1点目は改築計画でございます。担当課の資料によれば第9次保育園整備5ヵ年計画。これは17年から21年だそうでございますが、この総合計画の中に浦佐保育園と余川保育園、中保育園の3施設の改築計画が示されております。しかし、今ある施設の建築年を見ますと、まだまだ築後25年か30年、50年を経過した老朽施設が7施設もあるということで、中越地震後これらの施設の耐震基準が問題はないのかどうかを心配になりました。

担当課では昭和56年以前の耐震計画、耐震基準により建築された鉄筋コンクリートの危険率の高いものを順次耐震調査をするということでいくつかあがっております、四十日保育園から2、4、6、8つほどあがっております、これらを実施した後に老朽部分の大規模改修で計画的に行おうとしているのであります。

私にしてみると、この大事な子どもたちを扱う施設としては、計画のスピードが遅いのではないかということをおっしゃっているわけでございます。厳しい市の財政事情ではありますけれども、将来の宝である園児を扱う公共施設としての安全・安心には十分な対策が必要であると思うものであります。この耐震診断を早期に実施したうえ、必要な大規模改修、改築を具体的な年次計画として地域の皆さんに示すことが必要と思っておりますが、市長の方針を伺いたいと思っております。

二つ目が統合計画であります。統合についても市の考え方は小学校区をまたいでの統合は行わない。保育園児の将来の見込みと対象施設の老朽化程度等を勘案して、計画的にするというのが基本方針であるようであります。

担当課の資料によれば、現在24施設。これは市直営の保育園であります。大和町が6施設、六日町が10施設、塩沢町が8施設。これを中身を見ますと、定員に対する充足率が非常に低いということでございます。全体では84パーセントになっておりますが、施設によっては充足率が50パーセント台、60パーセント台が7施設ほど見られます。地域によっては今、少子化傾向がまだ続いておりますので、このまま将来続くものと推測をされます。ご承知のように、処置児童に対する職員の配置基準というのは厚労省の基準で決まっております、0歳児が3人に1人、1～2歳児が6人に1人、3歳児は20人に1人、4～5歳児は30人に1人の職員が配置されるようになっております。

さて、この基準により、施設ごとに見てまいりますと、3歳児20人に1人のところが7人から15人程度のクラスで1人の保育所の職員がついているというのがいくつも5クラスあります。また、20人、4歳児30人のクラスについても、1人で15人から20人の担当の施設が5つくらいある。かれこれ5歳児まで計算しますと、大体14名くらいの保育園の保育士がちょっと宙に浮いたようなかたちになるということでもありますので、これらの実態をきちんと調査をして、現実に対する職員の配置基準がどうも効率的でないというふうにみられます。

そこで職員数はどうなっているかでございますが、全体で242名。うち正職員が156人。臨時職員が86人となっており、パーセントで言いますと正職員の率が64.5パーセント。臨時職員が35.5パーセント。いつの議会でも言われていますように、大体比率が6対4ということになっております。これは従来の市の考え方だと思っておりますが。私はこの臨時職員の勤務体制がどうなっているかちょっと聞いておりませんが、市は子育て支援策を重点施策として積極的に取り組んでいるのでありますけれども、少子化傾向は依然として続いている。このような状況になって、保育園にあっても安定的な保育行政を継続するために、財政面も含めて施設の総合的な検討が重要と考えております。したがって、改築、統合計画を行うとする場合、次の4点に対する市長の見解、基本的な考え方を聞きたいと思っております。

第1点が保育園の適正な配置と規模について、どういう見解を持っているのかであります。

それから正職員と臨時職員の配置。6対4というのは、これは基本的にはどういう考え方で対応しているのかお聞きをしたい。

次に、臨時職員に万一の事故があった場合の責任体制というのはどうなるのかを3点目。

4点目が保育園の現状に対する認識と統合計画に対する基本的な方針がどうなっているのか、というのをお聞きしたいわけであります。

次に民営化の計画でございます。市の基本的な方針については、今後改築を行う保育園については基本的に民営化をするという方針だそうでございます。これは将来を見据えた基本的な経営方針だと思いますが。私も民営化全てを否定するものではありませんけれども、既に公設民営が行われております。基本方針に沿って民営化するということが。例えば施設を改修した場合、あるいは施設を改築した場合、統合した場合のケースが考えられるが、私は民営化を全部否定するものではないが、基本的には大切な園児を保育する公共施設として、公が責任を持って身分保障が確立された行政の正職員によって、安定的に保育行政が行われることが行政の責任であると思っておりますので、そのような考え方も市長の方針をお聞きしたいと思っております。

以上、壇上からの質問を終わらせていただきます。

市長 井上議員の質問にお答え申し上げます。

常設保育園の改築、統合、民営化計画について

常設保育園の改築、統合、民営化計画についてということです。まず最初の改築計画につ

いてであります。今、議員おっしゃっていただきましたように改築につきましては、浦佐、余川、中保育園を検討しているところであります。これが一応総合計画にのっているところであります。

耐震診断と大規模改修につきましては、昭和56年以前の旧耐震基準によって建築された鉄筋コンクリート造りの保育園のうち、危険率の高い2階建てを優先して実施をさせていただこうと思っております。そして補強の必要性を確認しながら合わせて施設の老朽化部分の改修をきちんとやっていこうと思っております。

年次計画につきましては、平成21年に四十日保育園、そして22年に石打保育園、23年に西五十沢保育園の改修、これをきちんとやっていかなければならないと思っております。その後のことにつきましては、総合計画との調整を図りながらまたやっていくということでもあります。この3保育園につきましては、先ほど触れましたように鉄筋コンクリート造り、当然ですが昭和56年以前の旧耐震基準、そして2階建てということでありまして、これを一日も早く耐震診断やって、そして必要な改修をやっていこうという計画で今進めております。

統合計画につきましては、これも議員おっしゃっていただきましたが統合につきましては、小学校区をまたいでの統合は行わないというのが基本的な方針であります。それに変更はございません。学区再編計画の答申も今年度中には出るということでもありますので、それらを見据えながら児童数や施設の老朽化、これらを勘案しながら計画していかなければならないと思っております。今、考えておりますのは同一学区内の藪神北と藪神南の統合を検討しているところであります。

そこでまた具体的な中でのお尋ねの保育園の適正な配置と規模であります。少子化によりまして、充足率がおっしゃっていただいたとおり50パーセント台ということもあります。そして平均でも84。非常に低下をしているところでありますし、これは非効率化してきているということでもあります。やはり小学校の学区内に1カ所。地域の子育て支援の拠点、こういうことでの保育園というのも必要であると考えますので、保育園の規模につきましてはその充足率の低い部分も含めてですけれども、なんとかそういうことを維持していきたい思いであります。

子どもの成長のためにという部分から見ますと、一定程度の集団が確保されているこれは望ましいことだと思いますし、できれば混合クラスにならないで、それぞれの年齢別保育ができるような規模が適当であろうと思っております。しかし、現状は混合保育が14園ございます。ただ、そういうことを解消するには、統合等をしない限りこの状況は続くわけではありますが、今ほど触れましたように小学校の学区内に一つの保育園ということはなんとか堅持をしていきたい。ただ、また学区が再編になりまして例えば学区が変わる、その中に小規模の保育園が2つに入ってしまうと、こういうものが出ますとこれはやはりある程度統合しながらやっていきたいという思いであります。

正職員と臨時職員の配置6対4の基本的な考え方ですけれども、これは保育児童の数は園

によって変動がございますし、途中入園も大体毎年100人を超えております。それが主に、途中入園というのは未満児でありますので、加配となる臨時職員の人数も大勢が必要であります。また、産休や育休の代替職員のように期間を限った対応。それから障害児に対する加配 これは今40人ありますけれども についても臨時職員をお願いしているところでもあります。

園長、主任、各クラス担当にはきちんと正職員を配置しなければならないと思っております。それを基本にしておりますが、そうしますとやはり大体6対4の配置になってまいります。今後もこの比率は維持していきたいというふうに考えております。県内でもやはり市の平均は60.6対39.4と大体6対4。この比率が逆転をするようなことはやはり避けていかなければなりませんし、6：4を維持し、本来といいますかいいことを申し上げれば、100パーセント正職員というのは望ましいわけですが、それは先ほど申し上げましたように、いろいろの事情の中でこれはもう対応できません。休まれる方もいろいろございますので、大体6：4を基本にしながらやっていきたい。

それから臨時職員の万一の事故等の責任体制でありますけれども、これは正職員、臨時職員を問わず市の責任であります。ちなみに保育園で発生した事故については、日本スポーツ振興センター災害共済に全部加入しておりますので、それで対応できるということでもあります。以前にも旧六日町では保育園で臨時の方が負傷されて、重症を負ったというような事例もございましたけれども、きちんとそういう保険等で対応しているところでもあります。ですので、臨時職員だからどうだということは、事故の場合はございませんのでよろしく願いいたします。

保育園の現状に対する認識と統合計画に対する基本的な方針でございますが、少子化は当然年々進んでおまして、人口が減少しております。しかし、私たちの地域ばかりではないかもわかりませんが、世帯数は増加しているということでもあります。世帯数は、毎月の広報のあそこに書いてあるのも世帯数は増える、人口は減るといふ。というのは核家族化が進行しているということだと思いますけれども、こういうことを考えますと今後も全体的には入園児童は減少しますけれども、未満児の入園は増加する傾向にあるわけでもあります。3歳以上の児童保育数は減少が続くということですが、乳児、未満児は逆に増加。ですので、低年齢化がずっと続いているわけですし、今後も続くだろうと。そして延長保育や一時保育の利用者も増加傾向にございます。こういうふうに非常に昔と違って保育ニーズが多様化してきておりますので、それに対応できる体制をきちんと整備していかなければならないと思っております。

基本的な方針としては、先ほど触れましたように、学区再編計画の答申を見据えながら計画していくということと、その実施にあたりましては当然のことでもありますけれども、地域住民の皆さん、そして保護者の皆さん、そして議会の皆さん方と十分に連絡をとり、あるいは説明を申し上げ、ご理解を得ながら実行していくということだと思っております。

民営化の問題でありますけれども、これもおっしゃっていただきました、改築計画の今あ

る浦佐、余川、中保育園につきましては改築に合わせて公設民営化を検討しているところ
あります。今後、改築を行う保育園については基本的に民営化を検討していきたいと思っ
ておりますが、ただ、児童数の非常に少ないとかそういう保育園については、手を挙げていた
だくその部分がないというおそれが非常にあります。市街地のなかの保育園がある意味では
民営化の進むべき方向としまして中心になっていくのではないかと。ですので、保育行政か
ら市が全部手を引くということは全くあり得ません。しかも民営化と申し上げましても、公
設民営ということでありまして、市の管理、監視、これはきちんと行き届いております。た
だ職員が市の職員でないとかそういうことはございますけれども、保育そのものについての
責任はこれはまだ市が負うわけでありまして、どこかの市であります、保育園もみんな
民間に売り払ってしまって100パーセント民営化したということでありまして、そういう
ことは全く考えておりませんので、一定程度は市が関り合いをもちながら効率的な運営ので
きる民営化といえますか、そういうことを検討していきたいという思いでありますので、よろ
しくお願い申し上げます。以上でございます。

井上正三君 再質問をさせていただきます。

常設保育園の改築、統合、民営化計画について

市長言いましたように定員に対する充足率を見ると、未満児が非常に多くなっているとい
うことですね。多い施設は30人も25人もいるというようなことで、この未満児がいない
ということになると充足率も下がってしまう。ただ、これをまた3歳、4歳に分けてしま
うと、充足率が下がってくる。これからは多分、核家族化が進んで未満児対策というのが大事
になってくると思いますので、この点とそれから障害児保育。これらが今、市が子育て支援
課を作った市の主なる重点施策だと思っておりますが、これには非常に敬意を表するわけござ
います。

こういった子どもたちが入っている保育園。耐震という問題はまだ計画的にはまだ問題が
いっぱいあるようでございますが、本当に耐震の問題がいいのかどうか。先ほどちょっと答
弁がなかったのですが、問題なければ順次ということになりますけれども、何か心配がある
ようでございますので、その点をもう1回お願いしたいと思っております。

それから保育園の適正な配置。これは市長、学区の問題もあるということですが、
旧村をまたいでのあれはやらないということですから。それはわかりましたが、私はやはり
財政的な面も考えても、かなり検討する必要がある。将来にわたって少子化が続くとい
うようなことになると、一定の地域をひとつにした合併、統合といえますか、これを早くや
らないと財政的な負担が大きくなる。

先ほど私が申し上げましたように、大体10人から15人程度のクラスに1人ずつ保育士
がついて、それに臨時職員ついているということで、単純に保育士の平均給与が私は400
万円とすると、14人いると5,600万円年間かかると。こういうことでございますので、
それらを一定の規模にして統廃合すれば、その部分が儉約できるということになるかと思
います。これは将来的な問題になりますが、まだ合併過渡期でございますので、今すぐとい

うわけにはいかないと思いますけれども、早い年次にひとつその統合計画等が示されれば、非常にいいのではないかと思うのですけれども、その点についてももう一度お願いしたいと思います。

それから正職員と臨時職員の件でございますが、かつて町村は臨時職員をできるだけなくしようと。臨時という言葉は短期という言葉ですね。例えば全職場において産休代替とか、あるいはまた療養休暇とか、特別の仕事が急に出了とかそういう対応で臨時職員は使ってきたわけで、常時臨時職員が数十人もいるというようなちょっとふように思うわけでありませう。これも先ほど市長の答弁の中に傷害の関係があったり、補助的な面があったりというようなことでそういうことも私もわかりますが、基本的にはやはり先ほども申しあげました一定に規模にして、正職員、身分をきちんと保証された正職員で市の職員として、大事な宝である子どもたちを扱うのがいいのではないかと考えているわけでございます。

したがいまして、臨時職員が必ずしも悪いということではありませんけれども、6対4という比率がこれがどういいのか。私も単純に考えている臨時というのは、短期、何ヵ月単位、あるいは産休代替の4ヵ月とか3ヵ月とかそういうことを考えていたわけでございますが、その辺の考え方ももう一度お聞かせいただきたいと思います。

以上、統合計画と臨時と正職員の考え、それから耐震の関係、3点ほど再質問させていただきます。お願いします。

市長 再質問にお答えいたします。

常設保育園の改築、統合、民営化計画について

耐震の関係の問題であります。先ほど触れましたように、やはり鉄筋コンクリート建てで、2階で、新耐震基準以前に建築された3保育園は、やはりある意味では心配でございますので、なるべく早く耐震診断をして必要な処置を講じて行くという。あとは木造の部分につきましては、例えばその耐震化を図るにしても非常に安価で、例えば筋交いをちょっと入れればいいのかそういう問題だと思っておりますので、あまり心配はしていませんけれども。鉄筋コンクリートだけはやはり心配でありますので、これを21、22、23で改修も含めて計画しているということでもあります。なるべく早くこの心配事を取り除くように努めていきたいと思っております。

統廃合につきましては、これも申しあげましたように今の学校の学区を基本にして考えるならば、極力その学区の中にひとつという保育園は必要だろう。やはり設置していきたいという思いであります。学区再編の中で先ほど触れましたちょっと保育園が2つ入ったとか、3つ入ったとか、そういうことになりますとこれはもう統廃合というかたちを考えながら。ただ、みんな2つ入ったから全部統廃合ということではなくて、議員おっしゃったように児童の数だとかそういう効率的な部分も含めてのことです。これは学区再編の答申が出ましたら、なるべく早く保育園についてもそれに沿った、統廃合になるかならないかは別にきちんとした計画を打ち出していきたいと思っております。

臨時職員ですけれども、確かに考えれば全て正職員がいいわけですけれども、さっき触れ

ましたように、非常にその年その年で対応が異なることもあります。それから今もだいぶ産休、育休という方もございまして、ではその代わりというところをとて正職員というわけにはまいりませんので、臨時対応をさせていただいているということでもあります。この6：4という比率がそれでいいのか悪いのかと言われれば、これでもう満足しているのだということは申し上げませんが、なんとかこの比率くらいで運営をしていければという思いであります。

臨時職員につきましては、日ごとの、一日ごとという部分もございまして。それからおっしゃっていただいたように産休などの場合はちょっと長くなるわけですが、これを今年度から全部登録制にさせていただいて、今まではやはり何ていいますか馴れ合いということではありませんけれども、前に頼んでいたからまたあの人でいいやとか。これは非常に臨時でも勤めたいというニーズが高くありますので、登録をしていただいて登録した中からその地域にあった方といえますか、通勤距離も含めてそれをお願いしていくということで。この準備はもう終わったのかな・・・(「はい」の声あり)全部終了しておりますして、広報でもこの間出たのかな・・・(「はい、7月に」の声あり)広報でも出しましたし、職安の方とも一応そういう調整がつかまして、そういうことで今後はやらせていただくということになります。極力臨時が少なくなるような方法がとればいいのですけれども、今のところなかなか臨時をどんどん減らして正職員を増やしていくという状況ではないということをご理解いただきたいと思います。最低でもその6：4は崩さないでなんとかやっていきたいという思いですので、ご理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

議長 質問順位12番、議席番号21番・和田英夫君。

和田英夫君 2点ほど質問をさせていただきます。

1 市農業 担い手対策は

はじめに市農業の担い手対策であります。私も産業建設委員会に所属をしているということで先般委員会で若干この質問、質疑をしましたら、委員長からそれはぜひ一般質問の方がいいのではないかとという激励をいただきまして、それでさせていただくわけであります。

国は今年度、品目横断的経営安定対策から水田経営所得安定対策と名称を変更し、変更後の対策では、経営規模の要件は原則認定農業者4ヘクタール、集落営農組織20ヘクタールですが、地域の実態を踏まえ物理的特例、あるいは所得特例、生産調整特例に加えて新たに市町村特認が措置をされました。

このことはその熱意をもって農業に取り組む農家は、それぞれの市が認めれば認定農業者になれるということでありまして、南魚沼市では2ヘクタール以上の経営農地を有するもの、あるいは集落営農組織では10ヘクタール以上の経営面積を有する組織を担い手として認定し、それぞれ対象農家に周知指導をされてきたようであります。

農業委員会の台帳を調べると、2ヘクタール以上というのは全農家の大体11パーセントくらいだというふう聞いておるわけでありまして、さらにそういった中で産業建設委員会の資料によれば、6月時点、認定農業者483人。このうち水田経営所得安定対策加

入者396人でありまして、6月議会でちょっとこの辺について市長に質問をさせていただいたわけでありまして。

そのとき、私ではなくて牛木同僚議員の質問の中で認定農業者から水田経営所得安定対策、今では収入減少影響緩和対策というような言い方になっているようでありますけれども、これに申請をしていただければ1億数千万円が農家の手元に渡ったであろうと。ある意味で損失であったというような認識を市長は示されました。私も同感であります。

さらに国は今年度、小規模農家にもこの水田経営所得安定対策に加入できる方策を示していました。これは法人、任意に関らず集落営農組織に参加をし基幹農作業、原則3作業であります。2作業でもそれを委託し、あるいは生産費、あるいは販売等について共同生産をすることで、この所得安定対策に加入することができるということでありました。市はこの小規模農家対策の取り組みはどうも弱かったのではないかという思いがするわけでありまして。

6月議会にも、JA魚沼みなみの広報誌の中に詳しくこの品目横断から水田経営安定対策に変わった資料が出ております。これはもちろん農林課、行政も関与しているわけでありましてけれども。確かにここに市の新しい考え方として認定農業者2ヘクタール、あるいは集落営農10ヘクタールというのがあるわけでありまして。

これにまず認定農業者に認めてもらい、さらにひとつはこの経営安定対策に加入しなければならぬわけでありまして、実はその加入の指導内容の中に2ヘクタール以上の方はもうそれはそれでできているわけですが、集落営農組織の指導の方がないのです。私は協議会に行って、一番わかりやすい資料は何だと言ったら、これが一番わかりやすいというのであるわけですがこれもこれが載っていませんでした。

6月議会に市長との議論のときに、「いや、ある集落では非常にこの新しい経営安定対策の説明をしてありますよ」という市長の認識でありましたが、私はやはりその農協の集落説明会の性質上、なかなかこれはかなり詳しくは説明がなされていなかったのではないかとということで6月にも議論したわけでありましてけれども。いずれにしましてもこのことはちょっと弱かったと思うのですが、これについて市長の所見を伺いたいわけでありまして。

さらにあらためて言うまでもないわけでありましてけれども、南魚沼市がなぜ2ヘクタールという区切りでの認定農業者という考え方をしたかについても伺うわけでありまして。魚沼市ではご承知のとおり、特認基準は経営農地面積1ヘクタール以上の農業者、さらに5ヘクタール以上の経営農地集落営農組織として認定をしているわけでありまして。私ども大和地域は大和土地改良区、あるいは八色生産組合ということで魚沼市の農家の方々とも同じ土地改良区の組合員、あるいは八色生産組合の組合員というようなことで、農家交流、もちろんそういう中で情報交換、交流があるわけでありまして。なぜ魚沼市が1ヘクタールで、南魚沼市が2ヘクタールだという、いわゆる素朴な疑問というか、質問はあるわけでありまして。

そういった中で、昨日以来いろいろ議論がある南魚沼市の農業はひとつの基幹産業だという位置づけ、あるいは農家経営、また後で出てまいりますがいわゆる生産資材等が大変今高

騰している中で、あるいは地域経済考えたときに魚沼市並みに特認基準を見直し、さらに規模の小さい農家対策にも取り組む考えはないかということで市長の所見をまず1点伺いたいわけであります。

2 メタボ検診で市民の健康は守れるか

次にメタボ検診で市民の健康は守れるかということでございますが、先ほど来、7番議員もこの件について市長と話しをしておるわけでありますけれども。平成18年大幅な医療制度改革があり、健康保険法の一部が改正されそのことにより老人保健法が全面改正され、高齢者の医療の確保に関する法律が制定され、本年4月より40歳から74歳の国民健康保険、政府管掌健康保険等、各医療保険の被保険者および扶養者を対象に特定健康診査、あるいは特定保健指導の実施が義務づけられたわけであります。

話が出ておりますように、新しい検診体制はメタボリックシンドローム、内臓脂肪症候群に着目した検診が行われ、受診結果によって一定の基準に基づき、特定の保健指導が行われると、こういうことであります。

私どもはなかなかよくわからないわけでありますけれども、今までの検診、保健指導は糖尿病、高血圧などの個別疾病の早期発見、早期治療が主な目的であったわけでありますが、新しく始まったこの特定検診、特定保健指導はメタボリックシンドロームに大きく着目しているところが特徴である。5年ごとにこれは見直しをされるとこういう制度だそうであります。

しかし、厚生労働省の指導だということを聞くと、あのずさんな年金行政、あるいは批判の多い後期高齢者医療制度など非常に国民の厚生行政の批判が非常に続いているわけであります。その厚生労働省が勧めるいわゆるメタボ検診で市民の健康が本当に守れるのか心配の気持ちで今ここで質問をするわけであります。

さらに先般の病院の運営協議会でも若干このメタボ検診についての議論があったわけですが、委員の中でメタボ検診についての認識でちょっと温度差を感じたようなことがありましたので、ちょっとその辺も含めてここで質問をさせていただくわけであります。

今までの検診内容の中で具体的には眼底検査、心電図検査がいわゆる必須検査から医師の判断による検査に変わったということです。それで新しく腹囲、ウエスト周囲、腹回り、これを男性85センチ、女性90センチ以上を要注意という基準の下で測定検査をすると、こういうことがこの大きな特徴であるわけであります。

ただ、いろいろ聞くところによると、始まったこのメタボ検診についても問題点等々があるやに話を聞いておるわけでありますが、先ほどの7番議員との議論では市長の認識はそんなにこのメタボ検診に問題があるようなという認識でなくて、よい制度だから取り入れるというような認識のように伺っておるわけでありますけれども。特に今始まったこのメタボ検診について問題点はあるかというそういう認識はおありであるか。さらにメタボ検診体制で今まで以上に市民の健康を守れるか。この件についても市長の所見を伺いたいと思います。

1回目の質問を終わります。

市長 和田議員の質問にお答え申し上げます。

1 市農業 担い手対策は

市農業の担い手対策ということでありまして、今おっしゃっていただきましたように、南魚沼市では65歳以下で2ヘクタール以上の経営面積をして、5年後に5ヘクタール程度の規模拡大を計画している熱意と能力のある農業者ということで、認定農業者として認定してまいりました。

品目横断的経営安定対策からこの水田経営所得安定対策に見直しが行われて、また何か名前が変わったというちょっと私はそれは信じられませんでしたけれども、そういう中で小規模農家対策として加入面積が緩和されまして市町村の判断により加入ができる、そういうことになったわけでありまして。市といたしまして18年度から地域に出向いて担い手の農地への集積等を図る中で、加入促進を図ってきた経緯、あるいは審査委員の担い手の考え方として市内平均耕作面積が約1ヘクタールなのですね、所有面積。この2倍程度はやはり認定農家としては必要だろうとこういうことのなかから今回、年齢制限は撤廃いたしましたけれども、経営面積の見直しは行いませんでした。

集落営農は10ヘクタールということですが、これはやはり最低でも10ヘクタール程度の面積がないと経営が成り立たないのではないかとということで10ヘクタールとしたところでありまして。

集落営農についての説明が足らなかったのではないかとというようなご質問でありますけれども、19年度未加入対象者および市町村特例の対象者469人、これは2ヘクタール以上持っていらっしゃる、これに対して水田経営所得安定対策の見直しにともなう説明会の開催通知を送付しましたし、各JAの広報誌でも制度について啓発してきました。

集落営農組織化につきましては、法人化を優先に取り組んできたために簡単な説明しかしてこなかったという状況であります。ここが少し説明が足りなかったのではないかとこのふうにご指摘をいただいたのかもわかりませんが、こういうことで支障が出ているようであれば、またそれをきちんと修正していかなければならないと思っておりますけれども、こういう事情の中で、法人化を優先的に取り組んでまいったということですので、それをご理解いただきたいと思います。19年度に当地域で米の価格が下がったわけでありましてけれども、これによってこの交付金が支払われた農家の経営安定には大変寄与いたしました。

そういうことも踏まえまして関係団体、機関と再度基準について協議をしてもらって、意見の結果を踏まえて検討していかなければならないと思っております。ただ、担い手の育成確保を図るため、今まで農業委員会やJA、土地改良区の関係機関と一体となって認定農業者への農地の集積を図って専門化を進めてきたわけでありまして。

そういう経緯を踏まえまして認定要件を引き下げた。例えば1ヘクタールにした場合、利用権の解約、あるいは農作業の受委託の解約、これらにつながるおそれがある。こういうことから現状維持としていたわけでありまして、こういうこともほとんど心配いらぬということがある程度見えますれば、1ヘクタールということに基準を引き下げていくこともやぶ

さかではありませんが。いずれにいたしましても、この辺をきちんと事前に検討を加えないと、やみくもに1ヘクタールに下げているばかりではないということもありますので、ちょっと検討させていただきたいと思っております。

小規模農家対策につきましては、小規模農家の救済ということではありませんけれども、我々の市内、非常に多いわけでありまして。前にも牛木議員にもそのことはお答えいたしましたが、その具体的な求められる方向というのは、まだ私も極把握はしていませんけれども市のそういう対策の中で何ができるか。あるいは何をやっていけば一番皆さん方が安心をしていただけるのかということでありまして、価格の安定対策とか、下落した場合の補償対策とか。

そういうことも例えば市が独自ではなかなかできません。これは皆さん方からそういう制度をつくれれば加入していただかなければなりませんので。そういう面も含めて、今一番求められている小規模農家対策とはどういうものなのか。これをもう一度きちんと担当課に精査をさせて、そのうえで市としてどういう対策ができるのか。またきちんとやって行きたいと思っております。

一般的に小規模農家といいますか、勤めながら農業という方が確か非常に多いわけでありまして。ですので、その求められる対策という部分が専門の皆さん方と全然違う部分が出てくるのではないかなというような気がしておりますけれども。いずれにしても小規模農家の皆さん方からこの地域の農地を相当数守っていただいているということは事実でありますので、なんらかの対策といいますか、これは考えなければならぬことだということは前にも申し上げたとおりであります。

予算的な必要が生じればそれは21年度予算でしょうか、そういうことの中で対応すべきものは対応していかなければならないと思っております。ただまだ現実的に何がどういうことになるのかということが、ちょっとまだ私が理解していませんのでもう少し精査をさせていただきたいと思っております。

2 メタボ検診で市民の健康は守れるか

メタボ検診の関係でございますけれどもこのメタボ検診。この問題点をまず先に申し上げますけれども、この制度はやはり各医療保険者が検診結果データを管理する。そして健康づくりを行うことにされておりますので、被用者保険の被扶養者の場合は、市の検診会場で受けた場合でも一切データは市に残らない。そうなりますと、市民全体の健康づくりを進めるためのデータ把握ができないということでありまして。

これはやはり今後きちんと市がデータを入手できて管理できるように改正を働きかけていかなければならないということが言われております、今。本当にこれはどこの自治体も同じでありますけれども、ここが一番の問題点だというふうに認識をしております。

さて、市民の健康がこのことで守れるか。守っていきたいわけでありまして。そこで、先ほど中沢議員のご質問の中での論点にもありましたように、あくまでも内臓部分といいますか、いわゆる生活習慣病の予防といいますか、それにならないようになった場合は早めに手を打

つようと、これがこの基本であります。

ところが健康というのは全てそこにはばかり集中している問題ではありませんで、ガンもあればいろいろなものがあります。ですので、そういうことも含めると、ではこれをやったから先ほど触れましたように、人間ドックはいいとか、そういうことにはなり得ないような気がしますので、これだけでも市民の健康が守れるというふうには理解をしておりません。

それぞれの制度を使いながら、やはり多種多様の検査機能だとかそういうことも実施していかなければなりませんので、これだけやったから健康が守れるということではありませんが、ある意味で自分で病気をしていない、病人にもなっていないという皆さん方へ、これ以上こういう生活習慣を続けると非常に危険だとか、今もう実際にその中でこういうことが始まっているとか、そういうことを本人から理解をしてもらって、自覚をってもらうという意味では非常に大きな制度だと思っております。

そんな程度で、とてもこれだけで全部良だということではありませんけれども、問題点と、言わんとしているところはこれだけで市民の健康が守れるものではありませんけれども、定義づけと申しますか、健康という部分についての動機づけには非常に大きくなるだろうと、そういう思いでありますのでよろしくお願い申し上げます。

それにはやはり受診率を上げていかなければならない。こういうことでありますので先ほどこれも中澤議員のときも申し上げました、60パーセント、65パーセントという受診率にもっていかないと、やはり全体的にきちんとしたその予防対策もできないということであります。当面は受診率の向上に一生懸命力を入れていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。以上であります。

和田英夫君 1 市農業 担い手対策は

米づくりでいわゆる転作助成を除いて、米を作ることで20年度の国からの応援体制というのはご承知のように集荷円滑化対策、これが1,500円を生産者が負担することでまあまあ米が下がったときにはある程度のお金がもらえると、これがあるわけです。

そこで担い手以外で、先ほど言った担い手ではない皆さんがこの国からの応援というのは、俗にいう稲交という制度で、これは10アールあたり3,000円くらいの補填は可能なのです。さっき言った水田経営所得安定対策というのは今年から、私もわかりませんでしたが入収入減少影響緩和対策という名で実は2万6,000円なんぼか交付されているのです。非常にこれはややこしい。これは上の方から決めているわけですからいずれそういうことなのです。

そこでさっき市長も言ったように、今年の6月くらいに19年度産の言ったお金が入ったということは非常にこれはよかったし、またもっと大勢の皆さんが申請すればもらえた。惜しかったと、そのとおりなのです。したがって私は、できるだけ市内の農家には、この収入減少影響緩和対策なるものが魅力的ですからなんとかそれに該当できないかという覚悟で質問させていただいているわけでありませぬ。

市長は集落営農組織は18年度から取り組んだと言っている。そのとおりであります。ところが6月議会で言ったように19年の12月に方向転換して変わったから、それ以後には

市として2ヘクタール以上に決めてその方々には指導した。それはそれでいいのです。ところが集落営農組織の中に入っていれば、今言った収入減少緩和なるものの対象になりますよ、というのがなかった。これを私は指摘をしたわけでありませぬ。

おそらく私も6月議会で言ったように、上がこころ変わるものだからなかなか地方の自治体がそこだけの理解できなかつたのかという、それもあるわけでありませぬが、いずれにしても小規模農家を救う手立ては国も作ってあつたということなわけですね。

そこで、市の平均が1ヘクタールでその2倍くらいがいいだろうというのを関係機関で相談して2ヘクタールだということにして、まあまあ問題点とすれば農業委員会や土改や関係機関と相談して出した答だから、あるいは利用権の関係があるからなかなか難しいという今ほどの市長の答弁なわけですね。

それでは伺いますが、まだまだ法人組織はできていますが、利用権設定までの関係をつくつての農地の移動はそんなにないと思うわけですね。いわゆる任意の生産組合での仲間である、そういうものはあると思いますけれども、したがってこの2ヘクタール云々から1ヘクタールに切り替えるのに、そんなに私は障害はないと思っているわけですね。

ただ、先般、聞くところによると農業委員会でもこのことがどうも議論になつたようでありまして、もちろんそこで採決とか何かしないようでありましたが、いずれにしても議論になつたことはそのとおりであります。

そこで私はそういう面ではぜひ、まあまあ隣の市のことはいろいろなことを言うなという言い方をしますが、魚沼市ではいわゆる水田経営所得安定対策に入ってくださいということで、1ヘクタール以上の経営面積の方は申請すれば、申請可能なのは1,200人いますと、非常に親切にこのチラシを作り、さらにそこに先ほどから言っているように意欲を持って、熱意を持って農業に取り組む方はどなたでもなれますよということで勧誘している。さらに安定対策になるための手続き的なものも非常に親切、懇切に、どの程度の方にこれを配布したかわかりませんがそういうチラシはできているわけですね。

さらに平成20年ですから今年の6月7日、8日の頃にはその安定対策で、今度は1ヘクタールになって安定対策が入られます。しかも19年度産についてのいわゆる交付金額の案がここに出ているわけですね。去年のお米が下がつたということで、この南魚沼市もすでに金額が流れているわけでありませぬがそれを非常に親切にあらわし、さらに今度は20年度産米も19年度産価格くらいだとすれば、このくらい。あるいは下がつた場合はこのくらいと非常に親切にある。この価格を言うとちょっと一人歩きしますから言いませんが、ほどほどの魅力的な価格を出している。これは魚沼市の関係ですけれども。

こういうふう非常にまあまあある面ではきめ細かく対策をしているな、というふうには思っているわけでありませぬ。そんなに私は1ヘクタールにするハードルは高くないというふうな考え方をしているわけでありませぬし、市長はその小規模農家の云々でありますけれども確かに難しい。難しいが、集落営農の上限を例えば5ヘクタールくらいに落として、まあまあ1ヘクタール以内の皆さんの4~5人くらいで、任意で既にある組に入つていただくこ

とによってそんなに難しいことはないのです。

そのことによって先ほど言った、収入減少影響緩和対策なるものに該当になるわけですから。私はそんなに市としての持ち出しは必要ないかと思うわけであります。問題は1ヘクタールにするか、5ヘクタールにするかとの辺の判断ですね。伺いたいわけであります。

2 メタボ検診で市民の健康は守れるか

それからこのメタボ検診。略してメタボ検診というわけでありますけれども。市長は結果管理が手元にないということでこれは確かにそのとおりで、では誰がどうだとかわからないから健康管理ができないというようなことを言っておるわけでありますけれども。

これは毎日新聞で8月の末ですが、今年4月から始まった特定検診、いわゆる健康指導メタボ検診。これは非常にわかりやすく注目を集めた検診制度だが、肝心の腹回りを測ることは国際的な統一基準の必須条件から外されることになったということです。世界の流れとしては腹回りの測定をあまり重視しないことになったというように毎日新聞は出しているのです。

現場の声として、保健指導に關っている看護師は去年までと検査項目が変わったことに気付いても、何を目的とした検診か、理解している人は少ないと思うというようなことう。私はもちろん健康医学のことは素人ですから、この報道を見てそれが絶対的なものであるかどうかは別としてことう記事も出ているわけであります。これも同じく毎日新聞ですが、今年の6月に全国783の市と東京23区に俗に言うメタボ検診の調査をしました。そうしたら現行のまま継続してよいというのが11パーセント。廃止すべきだ11パーセント。問題点を見直すべきだというのが63パーセント。これは毎日新聞ですから、そういうのが報道されているのです。

見直すべき理由というのは何だというと、メタボに限定した検査で他の病気を見落とす可能性がある。制度が複雑で受診率下がるですね。厚生労働はメタボ検診で2兆円の医療費を減らそうと、ことうのがある新聞に出ておったわけでありますけれども、ここに、したがって医療費抑制につながるか疑問である、というようなこともあるわけあります。さらに、これは先ほどの議論に關するわけでありますけれども、今年度から保健事業のこのメタボ検診によって予算がかかるということで、縮小廃止をしたと答えた市町村が53パーセント。例えばガン検診受診者への補助削減。あるいは人間ドック者への補助。やはり先ほどの議論のようなかたちがこれによって出てきているということなのです。

まあまあ市長は先ほどこれが完全ではないという認識ですから、それはそれでその認識を私もそう思うわけであります。そこで、では一体、私も保健会儀でちょっと勉強したことがあるのですが、この眼底検査、心電図ですね。これは今までそれを必須にしていたが、今度はこれは医師の判断だということですね。どうしても私はその辺が素人でわからないわけでありまして。例えば専門の書によれば、心電図というのは何のために検査するかというのはここに出ているわけです。いわゆる心肥大とか、心房不可、不整脈、心筋梗塞、肝不全、狭心症、心筋障害いろいろなことを心電図検査によってことう心配がないかということ

まあまあ調べる。当たり前といえば当たり前のことだと思うのです。

眼底検査もその中に、眼科領域だけでなく高血圧、糖尿病、あるいは脳腫瘍を疑わせる所見が得られることもあると。眼底でいえば、それ以上のことは私はもちろんわからないわけですが。こういうことが、腹回りを測って全部解消できるというふうに私ども市民が納得、安心していいのかどうかということなのです。

そこでもう一つ、実に驚いたのは市長提出の主な施策の成果の中で、各種検診変更審査事業の実績です。肺がん検診、受診率55パーセント。肺がん2人、疑い5、他の疾病116、胃がん、受診率25.1、確定胃がん12、他の疾病300ですか、これは市長が出した数字ですから私はちょっと恐ろしいなと見ているわけです。大腸がん、受診率32.9パーセントで、確定大腸がん14、疑い1、あるいは他の疾病185。後は女性の関係ですから、例えば乳がんも受診率24.1パーセントで、確定乳がん8、疑い1とか。

本当に恐ろしいというか心配な資料ですね、これは心配です。こういう現実があるにも関わらず、先ほど市長は先人と議論の中でこれをやるからドックは1年おきにするとか、あるいは年齢を制限するとか。こういう答弁をされておったが、私は主要の成果のこのなかのこれを見て、これをおろそかにして、しかもよくわからないけれども、腹回りを厚生省が指導して。確かに法律で決まったことだからやらなければならないわけです。しかし、これはいかなものかと思うわけでありまして、ちょっと時間がありませんので。

そこで基本検診は69歳まで1,000円で、74歳まで500円。それで保険者出すことになっていますが、国からももちろん補助金があるようでありまして。それよりも市の持ち出しが、このいわゆるメタボ検診をやることによって国・県からくる補助金と、市の持ち出し分がどうもあるようですね、先ほどの議論からいえば。それからいわゆる5年後の受診率によってのペナルティ、財政的なペナルティ。これは先ほど1割と言いましたが、それはそれでも1割なら1割で結構ですが、その辺のひとつ答弁をお願いします。時間がないな。

市長 再質問にお答えいたしますが、なかなか多岐にわたって・・・多岐ではないのですけれども細かにご質問いただいているようで、もしかして漏れましたらまたお願いしたいと思います。

1 市農業 担い手対策は

農業問題の方につきましては、その担い手育成の関係の中で平均耕作面積を1ヘクタールに下げてはどうかということでありまして、これは先ほど触れましたこういう心配ごともあるということもございまして、最後にちょっと申し上げておりますように小規模農家的な部分も含めたり、あるいはこれはさっき申し上げたのは19年のいわゆる交付金が支払われたというのは、やはり前の制度のままの対象でありますのでそれでもあれだけの部分が支払われたと。これが例えば2ヘクタールになっていればもっとすごかったという意味で申し上げたわけでありまして、これがまた1ヘクタールになればなおさらなわけでありましてけれども。

そういうことも含めて、やはり皆さん方とちょっと協議をさせていただかないと、では1

ヘクタールの5ヘクタールに下げて本当にいいのか。そういう価格下落対策の部分だけではいいのかもわかりませんが、真にその認定農業者として相応しいかどうかという、こういう議論もあるわけでありまして。その辺も含めて検討させていただいて皆さん方とちょっと議論させていただいて、その結果をまたお示しをしたいというふうに考えております。

集落営農の関係の説明の部分でありますけれども、そういう、私は実はこの説明会のとき宮村へ行きました。そして今、議員おっしゃったように集落営農に参加すればこの安定対策の対象になりますよと、こういう説明はきちんと一応していたのですね、説明のときは。ただ、文面に表している部分が非常に少ないとかそういうことはあったようでございますので、それは先ほど触れましたように、法人化を優先的に取り組んできたためにちょっと説明をおろそかにした部分があったということですので、また気をつけていかなければならないと思っております。

2 メタボ検診で市民の健康は守れるか

メタボの関係でありますけれども、後の方から言いますが、このメタボ検診の関係の中で市の持ち出し分はさっき言いました確か3,600万円、今・・・(「だから国から来て差引きで足りないか余るか」の声あり)ではそれはちょっと後で答えます。

ペナルティは10パーセント上限ですけれども、目標の受診率にいかないときは後期高齢者医療の支援金をたくさん出さなければならないのですね。たくさん出さなければならないそういうペナルティがあります。

あと胴回りだけで測定していいかと、これは確かに疑問はあるのですが。ただ、これは基本的な部分がそこで病気を見つけるという意味ではなくて、そういう心配がありますから早めに生活習慣を改めましょうと。その中では、3段階であります情報提供で、生活習慣病の基本的理解をしてもらうようにまず支援をする。第2段階では動機づけの支援ということで、対象者の生活習慣の改善のために目標を設定して、自助努力による目標達成ができるような支援をしていくと。それから積極的支援、これは特定保健指導ですよ。メタボでひっかかって、その場合のメタボリック改善のために目標の設定、結果の評価などの積極的な支援をしていくということになっているわけです。

このメタボ検診というのはご承知のように、そこですぐ病気をみつけて特定をすることかというのではなくて、そうならないようにとにかく生活習慣病がその一番の原因。疾病の60パーセントを占めているそうでありまして、それを早く防止しようということで始めるところであります。

ただ、人間ドックについても、人間ドックも同じような項目がいっぱいあります。ですから先ほどちょっと中沢議員のときに触れなかったのですが、人間ドックを受ければ特定検診は受けなくていいということです。ただ、人間ドックの場合は、おっしゃっていただいたように肺も胃も脳もそれぞれ心臓も、いろいろの部分を見ていただくわけでそこに病気があればもうすぐに見つめますし、若干の異常があればそれも見つかるということですから、両方大切なことだと思うのです。

人間ドックの費用とこの特定検診の費用が重複をしますので、でき得れば人間ドックも続けたい。続けたいので2万5,000円の補助を例えば3分の1にするとかあるいは半額にして対象範囲は同じにするとか、対象範囲をもう少し若い皆さんに絞り込むとか、あるいは隔年であるとかいろいろな方法を考えてみたいということであります。

ですから、人間ドックをやめたということではありませんので両方やはり必要だと。こういふことでもありますので、胴回りだけを測定してそれでみんなわかるかと言われると、それは絶対わからないわけですから。ただ、おっしゃったように、85とか90とかという基準が全く私もわかりません。私が確か今84くらいだと思うが、もう1センチ増えれば85です。ではメタボかと言われるれば、そんなにメタボでもないような気もしますけれども、これはわからないですね。平均的な部分からそういうふうに割り出したのでしょうけれども。

でもそうしている自分でも気をつけたり、心配だからまたでは検査を受けてみようとか、そういう動機づけになればそれは結構なことだと思いますので、これが即悪いことではないと思うのですけれども、これが即死亡率の減少につながったりということにはなかなか時間をかけていかないと成り得ないなというような気がしております。

眼底検査や心電図は医師の判断となったということでもありますけれども、確かに心電図も眼底検査も、眼底検査などでは相当のことがわかるようですので本来こういう部分も入れておいていただければ確か一番いいのしょうけれども、それには非常にやはり費用の問題も確かあるということだと思います。私はよくわかりません。なぜ外れたかというのは。この間、小山先生が何かおっしゃっていましたがよく覚えていません。覚えていませんがああ答弁でひとつご理解いただきたいと思ひます。

市の持ち出し分は、あの3,600万円というのは、ではそちらはあとで教えてください。この市の持ち出し分については、担当の方からお答え申し上げます。

以上のような気がしますが、大雑把に言いますと。まだあと5分ありますので、もし漏れがございましたらお願いいたします。

市民生活部長 2 メタボ検診で市民の健康は守れるか

人間ドックで今年3,600万円予算措置しておりますが、これは国民健康保健者、いわゆる南魚沼市の国民健康保健として単独で予算措置をしている関係であります。人間ドックの費用負担は、結局その部分は保健税で歳入は賄うという内容でありますので、特段このことについて補助金が来るとかということの内容の3,600万円ではないことだけは理解いただきたいと思ひます。

市長 2 メタボ検診で市民の健康は守れるか

言われる前に言うておきますが、がん検診は従来どおり行うようであります。メタボがあるとかないとかに関らず。

それから、これは私もそういうふうに理解していたのですけれども、基本検診というのはいままでもやっていた。これがメタボになったわけですので、その基本検診がメタボになったというふうに、メタボ検診になったというふうにご理解いただければと思ひます。

それから眼底検査、心電図、これについては専門家の知見によって変更になったということとあります。ですので、何のことだかよくわかりませんが、専門家の知見によるということとです。以上であります。

和田英夫君 1 市農業 担い手対策は

まずはじめに担い手の件ですが、市長、国は面積判断していないのです。当初4ヘクタールというから、ともするといわゆる認定農業者を面積でひとつつくろうとこういう考えですが、国はやる気のある農家なら、を市が認めれば担い手としますということを行っているのですから。逆にこれを、私はそういうことは言いませんがへそ曲がりの人は、それでは南魚沼市は2ヘクタール以上はやる気があって、2ヘクタール以下はやる気がない農業というふうに市が認めるということに、などと理屈をこねたがる人もいると思うのです。

したがって私は、これはまあまあ無難なところで隣がやられている程度にひとつやって、そして集落営農も5ヘクタールくらいのところから始め、しかも私は農林水産省のを調べたら、例えば1ヘクタールの方は5年後には2ヘクタールに積極的にやりなさいと。5ヘクタールは5年後に10ヘクタールにきなさいと。こういうひとつの書き方があるが、ただホームページを見たら、再延長もいいですよというふうにあるのです。

したがって、かなり国も余裕をもった指導をやっているようでもありますので、ぜひ、面積要件でないやる気のある農家を認めるようですから、ぜひ、ひとつ内部で協議をしていただきたいと思うわけであります。

市長、今回の施政方針で決断と実行などという素晴らしい言葉を旨とするというようなことを言われておったので、この辺は今の私の質問の後で「わかった」と言うほどの決断と実行の答弁があるかと期待しているわけでありませぬけれども。

2 メタボ検診で市民の健康は守れるか

それから市長、確かにメタボだけでは絶対その市民の健康を守れません。私はここにメタボ関係の基本項目、あるいは去年の住民検診、あるいはドック検診のメニューを持ってきましたが、メタボの中も各種がん検査は、たまたまその子宮がんと乳がんは偶数、奇数、いわゆる1年おきにきなさいというふうになりましたが、あとの各種がんはおそらくまだ希望者になっているのですね、希望者。

そのメタボ関係というのは、いわゆる身体測定、あるいは血圧とか、肝機能のとかそういうことなので、先ほども言ったあのがんに関するものはもちろん有料ですからですが、これは個人の希望になってやっているのです。だから、ここが非常に恐ろしいということで、今、私は口を突っ張って訴えているわけであります。

そこで市長、文句ばかり言っていないで提案しろというような顔をしているようではありませんので。私はかつて大和町のときに、胃カメラの検査で大和方式というのがある。今でもやっていると思うのですが。法律で、高齢者の医療の確保に関する法律というものを今施行しているわけですが、いわゆる地方の自治体がここでやめるといふわけにはいきませぬから、これはやっていただく。しかし、市民の健康を守るためになんとかして先ほど言った眼底と

か、あるいは心電図とか、あるいは今言った深刻ながんの内容等を調べて、この辺はだから大和方式で、メタボプラスアルファ方式でやはりなんとか取り組まないと。

どうも今、担当課はメタボで振り回されて、あとのことはちょっと予算もないようでありますからですが、その辺をしっかりとしたりやはり南魚沼方式を考えるべきではないかというふうな気がします。

したがって、担い手は面積ではない、やる気のある農家に認めるということをご理解いただきたいということと、今のメタボについては南魚沼方式での市民の健康を考えてはどうかということで、これを質問して終わります。

市長 1 市農業 担い手対策は

やる気のある農家ということ。これは承知しておりますが、先ほどちょっと触れましたように平均的に1ヘクタールですね。1ヘクタールにこだわっているところではありません。市内の平均の農地の所有面積は大体そうなっている。しかも、私たちの市内には、いわゆる勤めながら傍ら農業をやっていらっしゃる、それが1ヘクタール、2ヘクタールという人も非常にいます。そういうことであります。

しかし、そういう人ばかりではないわけですし、本当に農業に1ヘクタール程度であってもやる気のある方もいらっしゃいますので、先々から触れておりますように私の一存でこれはどうこうということではございませんので、関係機関ときちんと協議をして、対応できるものはしていきたいということでもあります。

蛇足で申し上げておきますけれども、決断と実行というのは急に今持ち出した言葉ではございません。私は田中角栄先生を知って以来、ずっとそういうことを言っていますので、急にたった今持ち出したげの話でしたけれどもそういうことではありませんので、よろしく願いいたします。

2 メタボ検診で市民の健康は守れるか

この検診関係。健康を守る中で南魚方式的なものを導入する考えはないのかということがあります。トータル的に言いますと、可能であればそれはやっていきたいと思いますが、なにせ複雑化しておりまして、今ここで、では私がその南魚沼方式をこういうことをやりますとか、ああいうことをやりますとかということがお答えできません。それこそ関係機関も含めて、きちんと協議をした中でやっていかなければならない。

幸いに岡村先生が午後は福祉保健部の参事という立場の中で、市のそういう健康面の全般的なこともご指導いただいておりますので、そういう方々ともご相談申し上げながら、このメタボ検診に何が問題があるのか。眼底検査や心電図が外れてどういう支障があるのか。がん発見対策にはどういう、この市のやり方では、市の今一応やっていることでどういう部分に欠陥があるのか。こういうことも含めて検討させていただいて、必要であれば独自の方法も考えなければならぬという思いでありますので、よろしく願いいたします。

議長 和田英夫君の質問を終わりました。ここで暫時休憩といたします。再開は3時10分といたします。

(午後2時53分)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後3時10分)

議長 質問順位13番、議席番号28番・若井達男君。

若井達男君 通告しておきましたこれから一般質問をさせていただきます。議長の方から質問時間を制限するわけではないが、なるべく早くきちんとしてというような指摘をいただいております。なかなかそうは言いながら脱線をしないうようにと心がけておりますが、そのような方向でひとつさせていただきます。

南魚沼市を世界の南魚沼市に

前回6月議会には2014年というようなことで2014年問題を取りあげたわけですが、今回はその2年前の2012年、また、14年の2年後の2016年ということについて、これを元に南魚沼市を世界の南魚沼市にということで、市長のお考えを伺います。

北京オリンピック。8月8日から17日間の会期で終了いたしました。そしてその中には日本選手団の活躍。これは私たちがそれぞれ感動と、中には残念というようなことで落胆する場面もあったわけですが、やはり人類の無限の可能性に対する挑戦、これは大変に素晴らしいものだというふうに感じました。

ウサイン・ボルト、ジャマイカの選手。これは男子陸上100メートルの選手です。9秒69という世界新記録で100メートルのやはりゴールドメダリスト、金メダルに輝いております。合わせて同一人間が200メートル、これは19秒60。100メートル以上に加速がついた世界新で優勝しております。これらはまさに人類が無限の可能性に挑戦する、その結果だということにつきましては、ただ、感動だけではなく驚嘆もしているところでございます。

その後、今月の6日からは北京オリンピックの終了に合わせて、パラリンピックが今、今度は12日間の期間で開催されておりますが、これもまた私たちに大きな感動を与えてくれるものだというふうに思っております。

さて、オリンピックの話に通じるわけでございますが、今議会、市長、所信表明におきまして、FIVB国際バレーボールの専用トレーニングセンターが当市、上野原の上野原高原体育館に設置決定したということが初日の日に表明されております。そしてこの国際バレーボール連盟選任のトレーニングコーチの内容につきましては、また5番議員の方から一般質問でとりあげ、また市長の今後に対する思いが述べられておるわけでございます。やはり先ほど冒頭に申し上げました、これらはまずもって「南魚沼市を世界に」という、これは第1歩だというふうに私は受け止めております。

そうしたことで、これから本論に入ります。市長、常々本議会でも言っておりますが、具体的にというようなことを申されておりますので、ひとつこれからは具体的にひとつ私の考えを述べさせていただきます、市長のお考えをお伺いします。

通告してありますように、八海山スキー場周辺およびレイホー八海体育館、これをオリ

ピックに向けた中の合宿地に手挙げをなさいと、しろということで通告してあるわけです。これはちょっとわき道にそれますけれども、後ほどまた触れますが。やはりスポーツに対する広報、これが自治体が外に売り出す一番の近道だというふうに私は考えております。

それぞれ自治体が日本国内、また外国に売り出す方法手段とすると、食から始まってあらゆる場面で考えられるわけですが、なかなかこれは10年、20年という時間を経なければ結果が出ないというようなことがあるわけですが、先ほど申し上げましたように例えばオリンピック、その舞台でメダリストがそこから出られたということは、これはいち早い世界への近道であるというふうに考えております。

もう少し簡単に言えば、国内の中の一番早い自治体の売り込みは何でしょう。これはやはり第90回を数えております夏の高校野球選手権大会です。当市におきまして、合併前の六日町におきましては、第77大会におきまして六日町高校が甲子園に出場しております。このときの参加メンバーの中につきましては、公立高校のなかの普通学校は六日町高校だけだったというふうに考えておりますし、そして試合こそ残念ながら僅差では負けましたが、そのときのさわやかな六日町高校の試合には、全国の皆さんが注目をしたところであります。これらもう一度、南魚沼市の六日町高校として選手権大会に出られたならば、国内においては一気にこの南魚沼市というものが認知されるというふうにも考えております。

そこでこのレイホー八海、なぜレイホー八海かということであります。なぜ八海山スキー場ゾーン、周辺かということになるわけですが、これは八海山スキー場はやはり今のロープウェイから始まって、まさに自然豊かな人の手が加わっていない。比較するわけではございませんが、上野原高原体育館、ここよりははるかに空気の淀みもなく澄んでおります。

そして南魚沼市といえば、これは四季では世界で一番です。その世界で一番の中にやはり八海山周辺は南魚沼市の中でも一番になっているのです。この自然豊かなところにレイホー八海を使った中で合宿地として行ったときには、これこそ自然豊かな八海が世界にとどろくということを感じております。

皆さんご存知のように、十日町市の塩ノ又これは桜花道場ということで、レスリングの合宿地に使われております。今回に限らず、前回のアテネオリンピックにつきましても、伊調姉妹の金、銀、吉田沙保里選手の金メダル、また、浜口京子選手の銅メダル。これらは全て桜花道場からの成果でございます。

この桜花道場に私は何回も行っております。冬でも夏でも道路は整備されておらない1本道やっとなです。そして道場の真上にはスカイラインが走っておる。そしてこの時期に入る1歩手前、夏場には夏草の草いきれでむんむんすると。そういったところがこの桜花道場なのです。しかし道場の環境はそうであっても、そこに向かう選手の姿勢、姿、努力というものが先ほど申し上げましたようにアテネ、北京へとつながってきております。そういうことで、これは国内の選手でございます。

新潟県につきましては、7月の下旬、27日から31日におきまして、加茂市でドイツの体操の選手が直前合宿をしております。4日間でございます。選手は7名。そしてこの直前

合宿のなかから銀メダリスト、これは種目別の跳馬でございます。チョソビチナという女性、もちろん女性の種目ですが跳馬で銀メダルを獲得しているわけです。このチョソビチナ選手は、もう私はこれが最後の戦いなのだということで向かわれたわけですが、やはりその結果が銀メダルにつながったということで、次へのオリンピックにも勇気が出てきたと。そのようなことを語っておりますし、この銀メダリストを出された加茂市はこの銀メダリスト、チョソビチナ選手のおかげで加茂市が世界に通じたと、そのように加茂市の市民あげての喜びでございます。

そういう意味でまだ古くはないつい最近の建物。これは利用は極めて少ない。それだけに管理の手入れもいいだけでなくやはり使われていないものですから、このレイホー八海体育館は合宿にまずうってつけだということでございますし、今この八海山スキー場周辺には売り出し中の八海山山岳登山マラソン。これはいつも言っておりますが、やはり一流の登山マラソンには高低差800メートル以上というものが必要になってきております。これは872メートルをもってきています。来年は5回ということ数を数えて記念大会になります。そしてこの大会には外国人選手も近年参加をしてきております。来年は八海山登山マラソンにやはりもうひとつ冠をつけまして、国際登山マラソンというのもこれは可能でございます。

以上、それだけの自然豊かなところで、レイホー八海体育館から仰ぎ見る八海山の八ツ峰にかかる朝日の輝き、これは私たちに1日のエネルギーを与えてくれております。そして1日の業をなし終えたとき、まさに上野原高原体育館の裏に沈む夕日は、私たちの1日に安らかを与え、感動を与え、明日へのエネルギーとなる。そういうところが八海山スキー場周辺、レイホー八海山なのです。ぜひともここに外国人選手誘致の手を市長、挙げていただきたい。そういう私の考えでございますが、市長の所見をお伺いします。

市長 若井議員の質問にお答え申し上げます。

南魚沼市を世界の南魚沼市に

世界の南魚沼市にということでもありますので、本当に望みが大きくて素晴らしいことだと思っております。このバレーボール関係にことにつきましては、正式に決定をさせていただいて、本当に喜んでいるところでありますし、バレーボールの常設のトレーニングセンター、しかも国際的なトレーニングセンターができたということで、このことでまず南魚沼市がバレーボールのみならずの合宿地とか、トレーニングセンターとしての適切な地だということをもまず実証していかなければならないわけでありまして。このことにまずもって全力を注がなければならないと思っております。八海山の方が上野原より空気がきれいだとかということはよくわかりませんが、いずれ劣らず素晴らしい地域であると思っております。

そこでこの八海山地域でありますけれども、これはやはり宿泊施設ということも、そういう誘致の際は重要なポイントになります。そこでひとつ残念だったのは、このパークホテルの休業であります。これもなんとかこれを引き継いでいただける方が現れればと思っておりますが、今のところまだそういう状況にいたっていないようであります。

大きな魅力は日本体育大学のセミナーハウス。これは非常に施設としても立派ですし、素

晴らしいものでありますので、もし実現するとすればこういうことも利用をさせていただくということは当然考えなければならないわけであります。

レイホー八海の体育館というのは、出したら660平米だそうです。この面積の中でということが可能なのかということをもまず考えていかなければならないと思いますし、おっしゃっていただいたように、オリンピック選手がこういうところで例えば合宿に入って、そこからメダリストになったりとか、これは本当に素晴らしいことですのでしいわゆる宣伝効果というのは抜群のものがあります。

実はこのバレーボールのトレーニングセンター誘致の途中に、ちょうど北京オリンピックがありまして、その北京に入る前に外国の選手はほとんどが他のところで合宿をして、そして北京に入るのを1日でも遅らせてやるという方法をとっていたようであります。私たちもこのバレーボールということがありましたので、どこかの国のバレーボールチームを招聘をしたいということで、例えば宿泊費の補助等もちょっと考えましてオファーをしたわけでありますけれども、残念ながらちょっと名乗りが遅かったわけであります。

施設も全部見ていただきました。特にディスポート、ここはもうバレーボールをあの施設の中ですぐやれるし、対抗試合的なこともやれると。素晴らしい施設だというお墨付きをいただいたわけでありますが、やはりひとつ懸念されたのは外国人選手が入る際に宿泊施設の洋室が非常に少ない。地域の中にですね。ミナミのあそこまで行けば確かホテル、あるいは上越国際に行けばホテルということがありますけれども。例えば坂戸のディスポートとした場合、周辺に個室で洋室というのがほとんどないわけでありまして、そういうのがちょっとネックになりました。

そこも含めてですが、これは残念ながらそのバレーボールの合宿は至らなかったわけでありますけれども、今、議員おっしゃっていただきましたように何かにやはり利用でき得れば、こういうことについてまた今回このバレーボールセンターの誘致に尽力いただいた方々とも相談をしながら、誘致活動ができ得るようであればやはりやっていきたいという思いであります。

今、国外とかということではありませんけれども、このレイホー八海を例えば特定の大学の合宿地にというようなことも話としてはちらほら出ているところでありますけれども、そういうことでもいいわけであります。そこから素晴らしい選手が育ってそして世界にはばたくということであれば、何もどうしても国外から選手を連れてこなくても、そういうことでも可能なわけですので。両面をにらみながら、具体的なことはちょっと全くまだ掴んでいるわけではありませんけれども、そういうことに力を尽くしていきたいと思っております。

若井議員の方からも何かそういう情報等がございましたら、お寄せいただいて、一緒になって取り組まさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。以上であります。

これは八海山麓に限らず他の市の体育施設、これらについてもやはりそういう可能性があ

れば、みんな検討を加えていかなければならない部分だと思っております。特にレイホー八海を含めた八海山麓、霊峰八海山の麓、素晴らしいところであります。しかもパークホテルの休業というちょっと残念な影も出ておりますので、活性化のためにも何らかのことを考えていきたいし、実現をしていきたいというふうに考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。以上です。

若井達男君 南魚沼市を世界の南魚沼市に

2～3点お伺いします。まず1点が、バレーボール専用トレーニングセンターが決まったということで、バレーボールの誘致に向けても努力したということですが、結果的にはやはり声出しが遅れて遅くなった。私は去年、おとし、去年は大阪国際陸上があるということでその1年前に大阪国際陸上大会のやはり種目別にはよりますが、ひとつ合宿地として手挙げをしたかどうかということを議会では市長の方に聞いております。やはりそのときには時間的にちょっとゆとりがない、間に合わないというような答弁があったわけですが、私が今回これを取り上げたのは、今、北京オリンピックが終わってこれから4年間、ロンドンまであるのですよと。そしてその後またあと4年間合わせて8年間、8年後には、これはまだ決定しておりませんので、シカゴになるやら、マドリッドになるやら、あとはリオデジャネイロですか、この4つの中で東京都が争っているわけですがそこになるならないは別にして、やはりこれから時間があるからそういったところに向けて、手挙げをしていかなければならないということをまず1点は言っております。

そしていま1点、ちょっとこれは私も質問にはなかったのですが、市長の方からこのレイホー八海の利用状況を掴んでおって出てくるかというふうに考えておったのですが、ちょっと出ていないようでしたので私の方からちょっと、数字的になりますがこれは私調査しておりますので、レイホー八海について話をしてみたいと思っております。

このレイホー八海は八海山民宿組合で運営・管理をしております。しかしながら八海山民宿組合は直接にはこれをやっていなくて、組合生活センターが今の状況で、自分たちは生活センターのなかのホテル業、市長の答弁にもありましたが八海山パークホテルはなかなか買い手、または利用者が見つからないという中に、組合生活センターが今の管理・運営をやっているのです。

それでこれはもう数字が明らかに出ておるのです。昨年までの1年間の19年の実績は研修室2つ、調理室1、体育館660平方メートルのこれを合わせて6,000人の利用者なのです。そしてそれを4月から8月までの5ヵ月間を見たときに、昨年は3,000人の利用者がありました。今年はどうでしょう。4月から8月まで日数にすると全ての日数を数えても153日。そのなかの利用者は合計で691人。1日あたり4.5人。これがレイホー八海の現状なのです。

そしてこれは農業体験学校として使っておっても、この後これからの秋にどれだけ伸びるか別にしても、そういう状況に入っておるのです。やはりこれをこのまま放っておいていいのかということになると、言葉を変えて言うならば宝の持ち腐れだと。あれだけの先ほども

申し上げましたように、環境は整っておる。決して上野原高原には勝るとも劣らない。決して劣っていない。そういったところが宝の持ち腐れで終わる。

上野原の体育館もやはり放っておけば。これは国際ユースホテル大会が平成6年だったでしょうか。その開会に合わせて建設された体育館ですね。そしてこれはつい最近になって、町の方に買ってくれということで、とってくれということで町が取得した体育館なのです。いい具合にこういうところに出始めたということですが、レイホー八海もそういう観点から見たときに、やはりこれは先ほど言いました利用者が少なくて、管理がいいものですから素晴らしい建物なのです。そういう意味でこれから先がありますので、遅れたというようなことでなくまだまだ十分間に合います。そういうことなものですから、その点についていま一度市長のお考えをお伺いします。

合わせてもう1点、またこれも私はオリンピックの担当委員でもJOCの委員でもありませんが、今回のオリンピックを見たときにやはりメダル、金メダルの数が減ったということで、これから国はどうかたちで行こうかというときには、これはNTCナショナルトレーニングセンターということで、東京都の北区で実際の若い人たちを集めて専門のトレーニングがもう始まっているのです。そしてこれがロンドンオリンピック、東京オリンピックに向けての段取りが入っているのです。

もう一言言わせていただければ、私はこれはHISC八海山インターナショナルスポーツセンター、これくらいのつもりで向かっていただきたいと。HISCこれは私が命名したいなんていうふうに考えているわけです。そんなことですので、ひとつ市長の今後、4年、8年に対するお考えをいま一度伺います。

市長 再質問にお答えいたします。

南魚沼市を世界の南魚沼市に

今年のバレーの合宿の招致については、結局我々がでは手を挙げようかという頃はほとんど決まっております、そこで、では何か逆転できるようなことはという中で、宿泊費の一定の補助というか、そういうことも含めて検討ができるかというので「できます」と言いましたけれども、やはりもう時すでに遅しであったということでもあります。

国際、大阪のあの陸上大会のときには、それこそ若井議員からお話をいただいて、あの頃はそんなことを考えたこともなかったものですからもう全くだめだった。今おっしゃっていただいたように、オリンピックとしますと、あと4年後、8年後ということがございますので、今から可能な部分があれば怠りなく準備を進めていきたいと思っております。

利用者数がこれだけ激減をしているということも、数は私ははっきり聞いたのは今でありますけれども、本当に減っていているということは伺っております、何らかの対策を考えなければこのままではまさに宝の持ち腐れですし、本当に大きな損失でありますので、これは何とか考えていかなければならないと思っております。いずれにいたしましても、素晴らしい施設を眠らせることなく、きちんと活用していく。そして地域の活性化に合わせて、市の活性化にもつなげるということだけを考えながら、これから検討させていただきますの

で、またよろしく願い申し上げます。

議長 質問順位14番、議席番号20番・牛木芳雄君。

牛木芳雄君 一般質問を行います。

持続可能な循環型市政を目指せ

持続可能な循環型市政を目指せということでもあります。今まさに世界中をあげて地球環境、これに取り組んでいるところでもあります。いろいろな取り組みがあるわけではありますが、例えば近くの自治体のNPO法人の取り組み。保育園、あるいは学校の給食材料の調理くず、あるいは残渣、そしてスーパーマーケットのバックヤードから出た野菜くず、あるいは食品残渣等をボランティアの方々が回収をし、それを家畜に与えてその肉を学校給食に利用している。そして食育の材料としているということでもあります。

また、この豚の肉をあるスーパーでは「学食豚」というブランドで販売をして、相当な消費者の皆さん方から支持を得ている、こういうことでもあります。排出物につきましては、堆肥化をして農家に供給をする。そして農業者が利用している。まさに食と農と資源の循環であります。この循環に取り組んでいるという先進的な事例もあるわけでもあります。

日本は大量の有機資源を輸入しております。その一部は食べたり、あるいはエネルギーとして利用しているわけでもありますけれども、物やごみとして焼却、あるいは廃棄をされるこれも膨大な量にのぼっているわけでもあります。限りない資源をごみとして出すのではなくて、いかにそれらを有効的に利用するか。そして循環型社会にもっていくか。これが求められている、このように思っています。

こんなことは誰でも知っているわけでありまして、わかっています。しかしわかっているだけで、なかなか実行に移せない。商業の言葉ではありませんけれども、知っているけれどしない、していない。これが現実であります。いかにこれを実践していこうか。こういうことであるかと思えます。

そこで先般、社会厚生委員会で管外調査ということで秩父市におじゃまをまいりました。エコの取り組みを視察してまいったわけでもあります。私は非常に有意義な管外調査であったなというふうに思っていました。物によっては目からウロコ状態だったわけでもありますけれども、このことについては、今議会の初日に委員長報告として報告を申し上げました。

私はこの中で、特にてんぷら油のリサイクルでバイオディーゼル燃料を作っているということに着目をしたわけでもあります。それを公用車等に利用している。時まさに原油高、オイル高であります。廃てんぷら油の回収、これは調べてみますと全国各地域で多くの地自体が、あるいは多くの企業に取り組んでいるわけでもあります。大きな企業であれば自社の社員食堂で出たこの廃油、これを使うことによってカーボンニュートラルと言いますけれどもCO2を排出したことになる。そのようにカウントされるわけでありまして、今、問題になっている地球温暖化防止に貢献をすることとなります。取り組みの真剣さ、あるいは企業のイメージアップ、この公示はもとより経済的にも大いに貢献をするのではないかというふうに

言えるでしょう。

そこで私は提案したいのでありますが、この南魚沼市でも廃てんぷら油の回収に取り組んではどうかということでもあります。エコに対する取り組みはたくさんあるわけでありまして、市でもそれぞれの分野でこれについても取り組んでいるわけでありまして、一例として学校給食課の担当に問い合わせしてみました。廃油については市内の業者に15キログラムあたり200円で引き取っていただいているということでもあります。言うなればこれも立派なりサイクルであります。

しかし、私はそれによって作られたものを自ら使ってどうだかということを知りたいというわけでありまして、その方がよりベターではないかというふうに考えているわけでありまして。

市内各地から各家庭から出るものを回収、あるいは業者からの回収、あるいはまた公共施設から出るものを回収、その仕組みが構築できればそれは今行っているような可燃ごみの回収と同じことで、慣れということになりませんか。それほど難しいものではないというふうに思っています。

そういうことを各自治体、全国の自治体がこれを実践しているところもたくさんあるわけでありまして、一例を挙げますれば隣の十日町市では市内32件のガソリンスタンドが協力をして、廃油を回収していただいている。あるいはその隣の上越市では91件の市内のガソリンスタンドで廃油の回収をしている。廃てんぷら油ですね、その回収をしている。こういうことでもあります。

これはそれぞれの市は、市内の公共的な施設で回収の他にガソリンスタンドの皆さん方がこれに協力をしていると、こういうことでもあります。それだけ回収拠点があるということですから、市民の利便性も図られているのではないかというふうに思っています。普段であれば、普通であれば燃えるごみとして廃棄をしているわけでありまして、回収、あるいは精製、これをするによってごみの減量化、あるいは環境への付加、この提言に対する効果を発揮するのではないかというふうに思います。

私は一考する価値がある、十分に価値があるというふうに思いますが、市長はこれについてどのようなご所見をお持ちか伺うものであります。答弁をよろしくお願いをいたします。

市長 牛木議員の質問にお答え申し上げます。

持続可能な循環型市政を目指せ

温暖化が原因のこの以上気象、これらが頻発しておりまして、非常に大きな問題になっておりますし、温暖化防止に向けた取り組みというのはこれはもう国をあげて、そして国民等しく急務となっているところだと思っております。ご質問にありますような、食用の廃油を原料とした燃料、これにつきましてはご承知かと思っておりますけれども郡内に民間業者が実施しております。自社のディーゼル車の燃料として利用していますが、まだ販売する状況に至っていないということでもあります。

これは生産原価が大体300円くらいかかる。今、ディーゼルは1リットルあたり大体1

20円くらいでしょうか。スタンドで売られている部分が確か。120円よりもっといって
ますか。まあまあそんな状況ですね。

そこで、この市内の給食センターは先ほどおっしゃっていただいたように、この業者に食
用廃油を買い取っていただいてこれはリサイクルに回っているわけでありまして。市でも廃油
をディーゼル燃料に変換をする施設装置、これらも検討したわけでありましてけれども非常に
費用もかかる。では費用対効果はどうなるということになりますと、非常に難しいことであ
りまして、今は収集、それから燃料の利用、こういうことを業者と強力をしながらリサイク
ルを進めていくのが今の一番の得策であろうというふうに思っております。

今、ディーゼルをディーゼル車の燃料として利用している民間会社の状況でありますけれ
ども、19年度に年間収集した廃油が約6,300リットル。製造できたいわゆるディーゼル
燃料が約半分の3,331リットル、こういうことであります。処理機の設置費用がこの当時
で1,150万~60万円くらいです。そんな状況であります。そして処理能力は1日100
リットルというそういう機械であります。もっといい機械だとその処理能力は進むのかもわ
かりませんが。

こういう状況からみて、市でそれを処理してそして燃料として市で使うという方向はまだ
ちょっと見出せませんけれども、極力その廃油の収集等に一生懸命協力をさせていただいて、
まずはこの業者の方で販売ができるというような状況が見出せるように、市としてもそうい
う面での協力をしていかなければならないという思いであります。そういうところでの貢献
を考えておりますので、当面は市の生産販売はちょっと考えていないということでご理解い
ただきたいと思っております。以上であります。

牛木芳雄君 持続可能な循環型市政を目指せ

私が先ほど申し上げたようなことを聞くと、多分市長はいいことだから導入に向けて検討
するというふうな、私は答弁がくるものだと思って聞いておりましたら、全くそうではな
くて、今、市内の業者がそういうことで製造している。今、コスト、あるいは機械の施設の投
資の面を聞きました。あるいは製造する何リットルで歩留まりが何割かとお聞きしましたが、
はるかに私が調べたものより性能が劣っているというふうに私は聞きました。

これはもう全国あちらこちらの自治体でも自分の自治体で作っておったり、あるいは外郭
団体に委託をしたり、中には通所作業所でその機械を設置をして、普通の皆さん方が油を回
収しながら作っているというところもたくさんあるわけでありまして。その中でコスト的には
減価償却費も入れて安いのが70円くらいからできるというふうに私の調べにはなっていま
した。歩留まりもやはり90パーセントくらいというふうになっていますし、それで販売、
その施設も1,100万円もというふうな話しでしたが、もっともずっと安くてできるの
ではないかなというふうに思っています。

それで、昨日からの議論も今日もそうですが、隣の市のことを言うと隣の芝生は青く見え
てなどという話がありましたが、あまりそういうことは言いませんけれども、やはり県内
のあちこちの自治体で廃油を回収しているのです。これはやはり私はもう待ったなしではな

いかなというふうな気がしてなりません。

多分コストのかかることかもしれませんが、やはりその燃料の良し悪しは別としてそれは地球環境にはすごく私はいいものだというふうに思っています、いくつかの利点があげられるわけです。先ほど言いましたようにCO₂の排出量がゼロになるということもありますし、黒煙、カーボンを出すのを3分の1になるとか、あるいは硫黄酸化物を出さないとかそういう利点がたくさんあるわけでありました。

これは燃料の品質の良さ悪さにもあるわけですが、悪い燃料を使って、できの悪い製品を使って裁判沙汰になったなどという事例もありましたが。押しなべて行政が介入して、そしてバイオディーゼル燃料を作って、それが公共の自治体が利用するということは、私は持っていることではないかなと思っています。

それで今、多分てんぷらの廃油を家庭は固めて燃やしていると思うのです。こんな方は中にはないと思うのですが、ともすると流している方もあるかもしれません。それはもってのほかと言いながら多分6万何千の市民ですからないとはかりは言いませんが。特に私は着目したいのは、ガソリンスタンドと提携をしながら。聞いてみましたらガソリンスタンドは無料で回収に応じているという、市内全てのガソリンスタンドだそうですが、これはもうガソリンを給油するときにペットに入れて持って行って空けてくる。それだけの手間ですから。

私はそういう方法で資源を回収して、それを例えばどうでも市でやらなくても、そういう業者におろしてもいいわけですから。給食センターのものは15キロといいますから、一斗缶に多分1杯だと思うのですがそれで200円になるということですから。そこまでしなくても、相当の軽減効果があるのではないかなというふうに思っています。その精製までにはいかないとしてもその回収に向けての今後の方策を。もう私は待ったなしだと思うのですが、その意気込みをちょっとお聞かせいただきたい。

市長 持続可能な循環型市政を目指せ

再質問にお答えいたしますが、議員おっしゃっていただいたように、公共で製造、販売までやる販売までしなくても自分で使うとか。そういうことをやってもいいわけですし、後段おっしゃっていただいたようにどなたかがやってくれば、そこに廃油を持ち込むことへの協力。これでも同じことですので、今私どもが考えておりますのは市でこういう施設を設置するのではなくて、郡内にやっちらっしゃる方がおりますのでそこにやはり収集をする体制としてどういうふうに構築すればいいのか、これらを含めて。これは湯沢町でありますので、また湯沢町とも協議をしながら行政も一緒になって、いわゆる収集部分のある程度手助けといいますか市として取り組んで。別にこれはお金がかかるわけでもありませんので、そういう体制を築いていくように、また湯沢さんとも協議を進めていきたいと思っております。

歩留まりが90パーセントというのはすごいことでありまして、本当に・・・本当か嘘かななどと言われると。すごいことになりますけれども、まあまあ本当にそういうことができればこれはまたなおさら結構なことではありますが。いずれにしても、その収集についての市と

してどういうことができる、あるいはどういうふうにしたらいいのか。これをきちんと検討して、なるべく地球温暖化防止に向けてのCO2削減に力を注がなくてはならないと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

牛木芳雄君 持続可能な循環型市政を目指せ

てんぷら油の収集については、市長は前向きな答弁ですのでよかったですと思いますが、それでいいかなと思ったら、90パーセントの歩留まりのことで。みんなが皆、例えばネット上にあるものを信用するというわけではありませんが、私が見た機械もそうでしたし、大企業の沖電気の関連する企業で、社員食堂でてんぷら油を回収してそしてその精製をして行っているというのが、やはり90パーセントなのです。残ったカス、あと10パーセントについては石鹸等にして使っているから、全くもう廃棄物として出さないということでありました。

もちろんそのバイオ燃料は自社の車に使っている。非常に廃ガスの臭いもしなくて、てんぷらを揚げたときの臭いがするようなガスを出しながら走っていますから、心地のよい廃ガスを嗅ぎながらいられるようであります。そういう事例があるということを一言申し上げました。

議 長 答弁はいいですか。終わりますか。

(「はい、いいです。終わります。」の声あり)

議 長 牛木芳雄君の質問を終わりました。

議 長 ここでお諮りいたします。本日の会議はこれで延会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

異議なしと認めます。よって本日はこれで延会することに決定いたしました。

議 長 本日はこれで延会いたします。

次の本会議は明日9月10日午前9時30分、当議事堂で開きます。ご苦労さまでした。

(午後3時58分)